

第3次長崎市男女共同参画計画 後期行動計画

計 画 期 間

基本計画 2022（令和4）年度～2030（令和12）年度

後期行動計画 2026（令和8）年度～2030（令和12）年度

ながさき男女共同参画都市宣言

古くからその港を世界に向けて開き、異なる文化を受け入れ、さまざまな人びとと共存してきた街“ながさき”。わたしたちは、性別にとらわれず、世代を超えて、あらゆる人びとを大切に育てゆく街をきずくため、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 1 一人ひとりが性別にとらわれず、自らの意思による多様な生き方を選択できる街“ながさき”をつくりま
す。
- 1 男女がお互いに、支え合いながら、家事・育児・介
護・地域活動をわかちあう街“ながさき”をつくりま
す。
- 1 一人ひとりがその能力と個性を生かし、職場など社
会のあらゆる分野に、女も男も等しく参画する街“な
がさき”をつくりま
す。
- 1 次代を担う子どもたちに男女平等の教育をおしす
すめ、すべての人びとの人権を尊重する街“ながさき”
をつくりま
す。
- 1 男女がともに手を取りあって、地球環境を守り、恒
久平和の尊さを世界の人びとに発信してゆく街“なが
さき”をつくりま
す。

1999（平成11）年9月6日



長 崎 市

はじめに

長崎市では、性別にとらわれず、世代を超えて、あらゆる人々を大切に育んでいく街を築くため、1999（平成11）年に「ながさき男女共同参画都市」を宣言し、男女共同参画社会の実現に向け様々な施策に取り組んでまいりました。



このような中、コロナ禍による社会環境の変化などに伴い、多様で柔軟な働き方の広がりが見られています。一方で、2024（令和6）年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、コロナ禍で顕在化した生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など、女性をめぐる複雑化、多様化、複合化した問題への新たな対応が求められています。

このため、長崎市では、2022（令和4）年4月に策定した「第3次長崎市男女共同参画計画 前期行動計画」（計画期間：2022（令和4）年度～2025（令和7）年度）を検証し、社会情勢の変化やこれまでの計画の進捗状況を踏まえながら、こうした新たな課題にも対応するため「第3次長崎市男女共同参画計画 後期行動計画」を策定しました。本計画は、「一人ひとりの個性が尊重され、その能力が発揮できる男女共同参画社会の実現」というめざすべき将来の長崎市の姿の実現に向けた様々な取組みを掲げています。

本計画を着実に推進していくためには、市民、事業者、民間団体等の皆様と市が連携し協力することが重要となりますので、本計画の推進に対する皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました長崎市男女共同参画審議会の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様から感謝申し上げます。

2026（令和8）年3月

長崎市長 鈴木 史朗

目次

	ページ
第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	1
(1) 世界（国際連合）、国、県の動き	1
ア 世界（国際連合）の動き	1
イ 国の動き	2
ウ 長崎県の動き	2
(2) 長崎市の動き	3
(3) 長崎市の状況	3
3 計画の位置づけ・計画期間・SDGsとの関係	9
(1) 計画の位置づけ	9
ア 国の法律、市の条例等との関係	9
イ 市の総合計画、市の他部門計画との関係	9
ウ 計画の構成	10
(2) 計画期間	10
(3) SDGsとの関係	10
第2章 基本計画	13
1 計画の基本理念	13
2 推進目標と施策の方向	14
<施策の体系>	15
第3章 後期行動計画	20
1 推進目標Ⅰ 男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり	20
主要課題1 男女共同参画についての理解の浸透	20
主要課題2 男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進	23
主要課題3 互いの性の尊重と健康を守る意識の浸透	25
主要課題4 メディアにおける人権の尊重	27

2	推進目標Ⅱ	あらゆる分野において男女が共同参画できる社会づくり	29
	主要課題5	政策・方針等の立案及び決定の場への女性の参画拡大	29
	主要課題6	女性のエンパワーメントの推進	33
	主要課題7	雇用の場等における男女共同参画の推進と ワーク・ライフ・バランス	36
3	推進目標Ⅲ	男女が安全安心に暮らせる環境づくり	42
	主要課題8	あらゆる暴力の根絶	42
	主要課題9	男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援	46
	主要課題10	防災・復興における男女共同参画の推進	48
第4章	推進体制		50
第5章	主要指標		51
資料			
		第3次長崎市男女共同参画計画後期行動計画について (諮問・答申)	54
		長崎市男女共同参画審議会開催状況	56
		長崎市男女共同参画審議会委員名簿	57
		長崎市男女共同参画推進条例	58
		男女共同参画社会基本法	61
		配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	65
		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	75
		困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	82

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

長崎市においては、1987（昭和62）年に「長崎市婦人行動計画」を策定して以来、長崎市女性行動計画「あじさい男女平等推進プラン」を経て、2001（平成13）年に男女共同参画社会基本法に基づく最初の「長崎市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現のための各施策の推進を計画的に図ってきました。

しかしながら、社会全体における固定的性別役割分担意識¹や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は根強く存在しています。また、非正規雇用労働者に占める女性の割合が高いこと等に起因する女性の貧困や、性犯罪・性暴力、ドメスティック・バイオレンス²（以下「DV」という。）、セクシャルハラスメント等の暴力の問題等が男女間の格差の是正を阻む一因となっており、特に女性を取り巻く環境は厳しく、男女共同参画社会の実現を阻害する課題が十分に解消されているとは言い難い状況です。

このことから、誰もが暮らしやすい多様な幸せ（Well-being）の実現につながるよう、「第2次長崎市男女共同参画計画」における将来の長崎市の姿である「一人ひとりの個性が尊重され、その能力が発揮できる男女共同参画社会の実現」を引き継ぎ、新たに長崎市が取り組むべき推進目標と施策の方向を明らかにするため、「第3次長崎市男女共同参画計画」を策定するものです。

2 計画策定の背景

(1) 世界（国際連合）、国、県の動き

ア 世界（国際連合）の動き

1979（昭和54）年の国連総会における「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の採択や、1995（平成7）年に北京（中国）で開催された第4回世界女性会議における女性の地位向上とエンパワメント³を達成するために優先的に取り組むべき12の重大問題領域が明記

¹固定的性別役割分担意識とは、男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

²ドメスティック・バイオはあった者から振られる暴力のこと。

はあった者から振られる暴力のこと。

³エンパワメントとは、自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

された行動計画「北京行動綱領」と「北京宣言」が採択されるなど、国際社会においては、国際連合などによる男女共同参画に関する取組みが進んでいます。

また、2015（平成27）年9月に開催された国連サミットにおいて、2030年までに「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい世界の実現を目指す世界共通の目標として、すべての加盟国が合意した「持続可能な開発のためのアジェンダ」の中で「持続可能な開発目標（SDGs）」が示されました。その17の目標のひとつとして「ジェンダー⁴平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」ことが掲げられており、女性・平和・安全保障（WPS）の推進、男性が変化をもたらす主体や受益者、戦略的パートナーとしてジェンダー平等・女性のエンパワーメントに関与すること等も重要となっています。

さらに、2024（令和6）年9月に国連で採択された「未来のための協定」では、人権、ジェンダー平等、女性のエンパワーメントに関する取組みの強化の確実な実行が求められるなど、国際的な取組みが加速しています。

イ 国の動き

2016（平成28）年の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」の全面施行以降、2017（平成29）年には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）」の改正、2018（平成30）年には、「政治分野における男女共同参画推進に関する法律」の施行、2019（令和元）年には、「女性活躍推進法」「育児・介護休業法」「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）」の改正と「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の施行、2021（令和3）年には、「育児・介護休業法」が改正されるなど、女性の社会進出の推進や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進などの男女共同参画の推進につながる法や制度が整備されています。

また、女性が抱える問題が複雑化・多様化、かつ複合的なものになっている状況を踏まえ、困難な問題を抱える女性への支援に関する根拠法を売春防止法から脱却させ、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「女性支援新法」という。）」が2024（令和6）年4月に施行されました。

ウ 長崎県の動き

長崎県では、「男女が性別にかかわらず、個性と能力を發揮できる社会」を目指すべき姿として、2026（令和8）年に「第5次長崎県男女共同参画基本計画」（計画期間：2026（令和8）年度～2030（令和12）年度）を策定しまし

⁴ ジェンダーとは、社会的・文化的に形成された性別のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

た。また、2021（令和3）年度に策定した「第5次長崎県DV対策基本計画」（計画期間：2021（令和3）年度～2025（令和7）年度）を改訂し、女性支援新法に基づく基本計画と一体化した「困難な問題を抱える女性支援及びDV対策基本計画」（計画期間：2025（令和7）年度～2030（令和12）年度）を策定しました。

（2）長崎市の動き

1987（昭和62）年に女性の地位向上と福祉の増進を目的として「長崎市婦人行動計画」を策定して以来、1994（平成6）年には「あじさい男女平等推進プラン」の策定、2001（平成13）年には「長崎市男女共同参画計画」の策定を行っており、10年ごとに計画の見直しを行ってまいります。

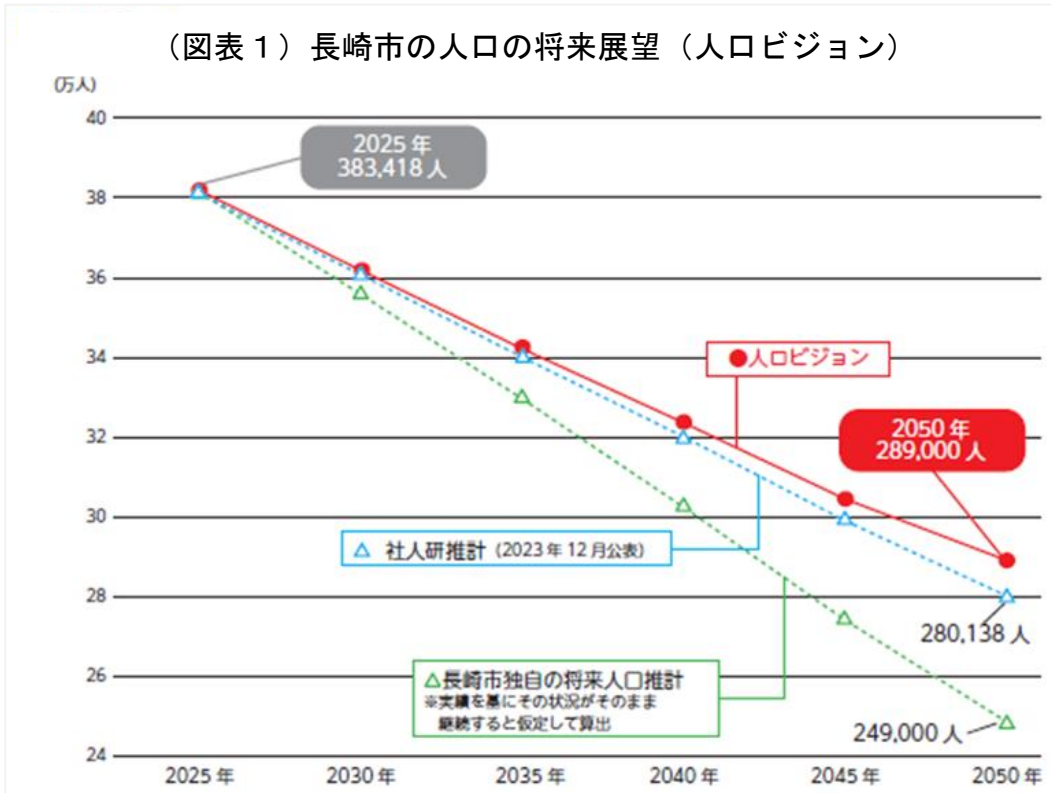
また、2016（平成28）年策定の「第2次長崎市男女共同参画計画後期行動計画」からは、女性活躍推進法第6条第2項に規定する女性の職業生活における活躍についての基本計画と、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）」第2条の3第3項に規定する配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等についての基本計画としても位置付けています。

2016（平成28）年度からは、男女共同参画に関する施策を実施し、市民や事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設である男女共同参画推進センター（長崎市民会館1階）に指定管理者制度を導入しています。

これまでの計画における進捗状況や社会情勢等を踏まえ、国の第6次男女共同参画計画や第5次長崎県男女共同参画基本計画を勘案し、2022（令和4）年度から2030（令和12）年度を計画期間とする「第3次長崎市男女共同参画計画」を策定しました。

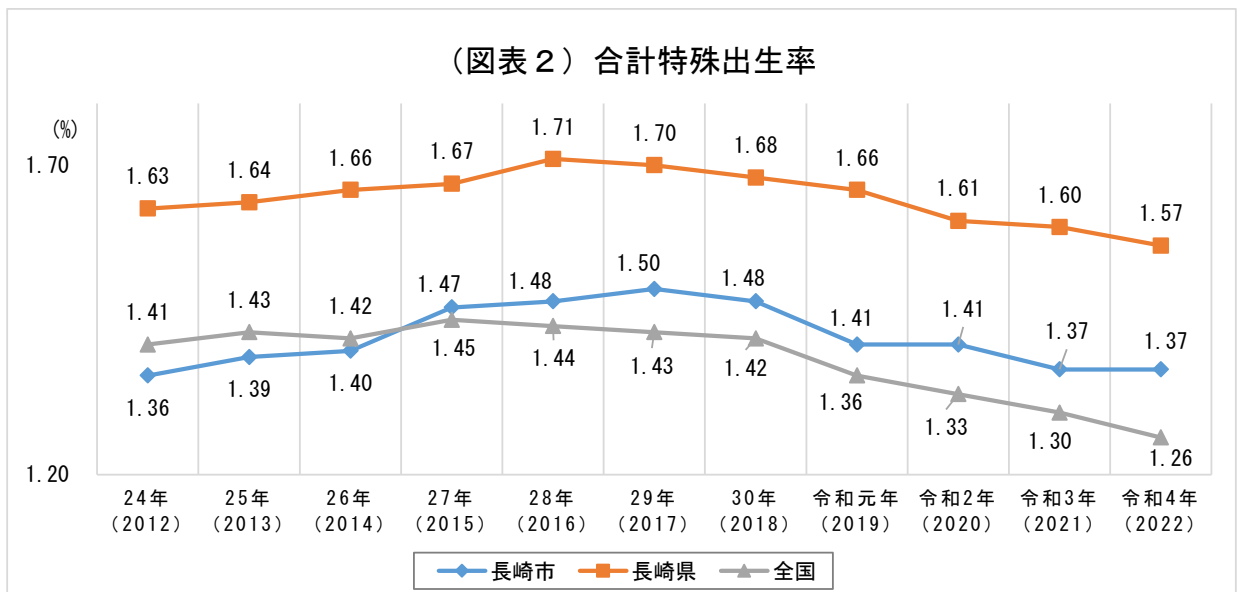
（3）長崎市の状況

長崎市の人口は毎年減少しており、2026（令和8）年3月に策定した人口ビジョン（長崎市第五次総合計画後期基本計画／第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略第4章の2）においては、人口減少が避けられない状況下においても、人口減少のスピードを緩やかにし、2050（令和32）年に28万9千人の人口を確保することを目指しています（図表1）。



【参考】第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略 (長崎市) より作成

長崎市の出生率は減少傾向にあり、2022 (令和4) 年には2,449人と、10年前の2012 (平成24) 年から880人の減少となっています。合計特殊出生率⁵は、2012 (平成24) 年から2017 (平成29) 年にかけて上昇しましたが、その後は減少に転じています (図表2)。



【参考】長崎市こども計画 (長崎市) より作成

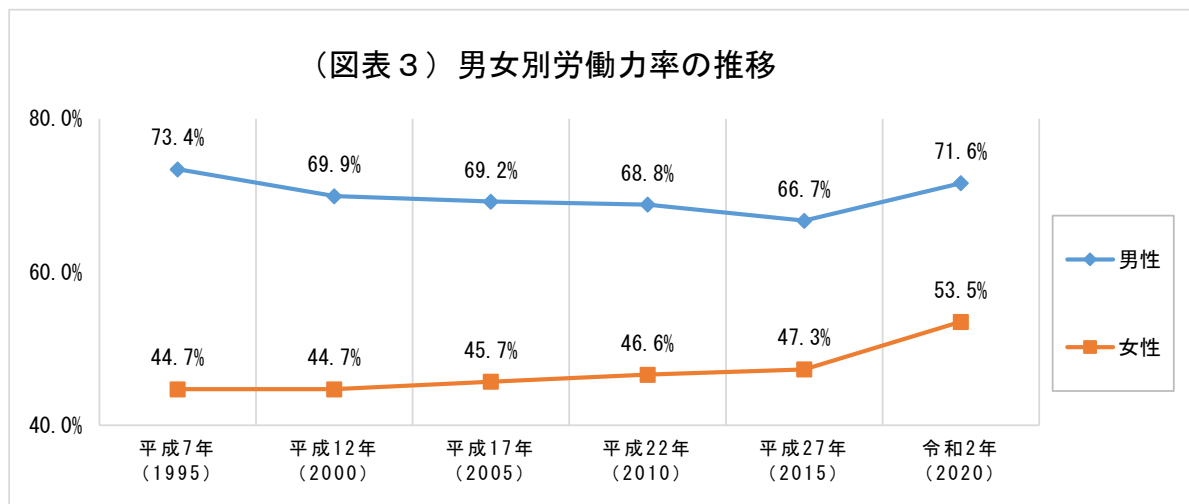
⁵ 合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率と同じ確率で出産するとした場合に、一生の間に生むと想定される子供の数に相当する。

男女別労働力率の推移を見ると、男性の労働力は1995（平成7）年を境に減少していましたが、2020（令和2）年は上昇に転じています。一方、女性の労働力率は近年上昇傾向にあります（図表3）。

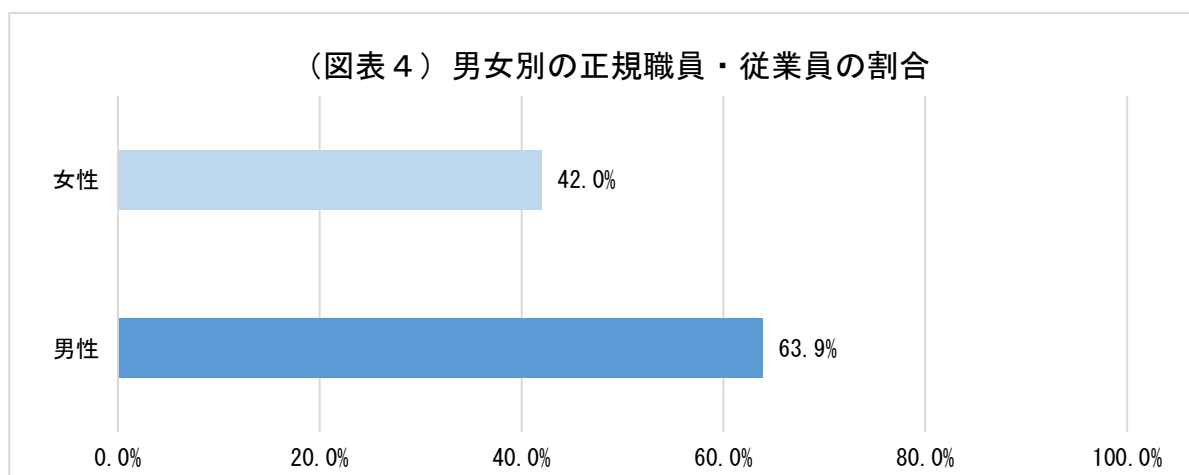
また、正規職員・従業員の割合を見ると、男女で雇用状況は異なり、男性は約65%が正規職員ですが、女性の正規職員は50%にも達していません（図表4）。加えて、女性の就業率は増加傾向にあるものの、非正規雇用の割合が高いことから雇用環境の悪化の影響を受けやすいなど、女性を取り巻く環境は厳しい状況となっています。

女性活躍がうたわれる一方で、育児や介護を始めとしたライフイベントに際し、両立のしづらさや、特に女性においてキャリア形成が困難となる状況がみられ、その背景として長時間労働や女性への家事・育児等の負担の偏りがあるなど、その根底には固定的な性別役割分担意識が未だ見受けられます。

ライフステージに応じて性別にかかわらずすべての人が希望する働き方を選択できる社会の実現や雇用のあり方を見直す環境の整備が重要となっています。



【参考】国勢調査（総務省統計局）より作成



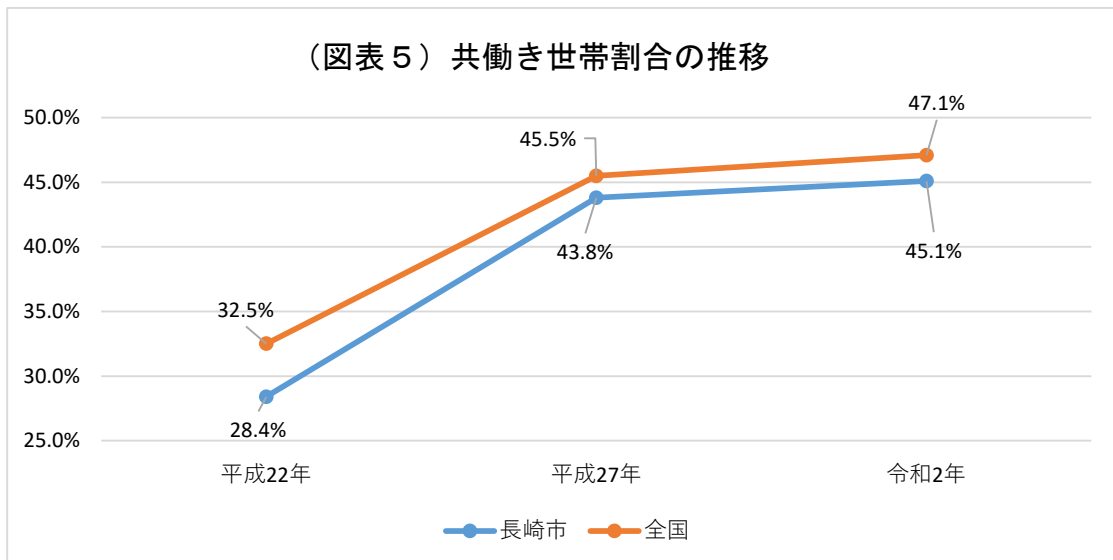
【参考】令和4年就業構造基本調査（総務省統計局）より作成

女性の就業率の増加に伴い共働き世帯も増加傾向にあります。特に、2010（平成22）年から2015（平成27）年の5年間で急激に増加しています（図表5）。

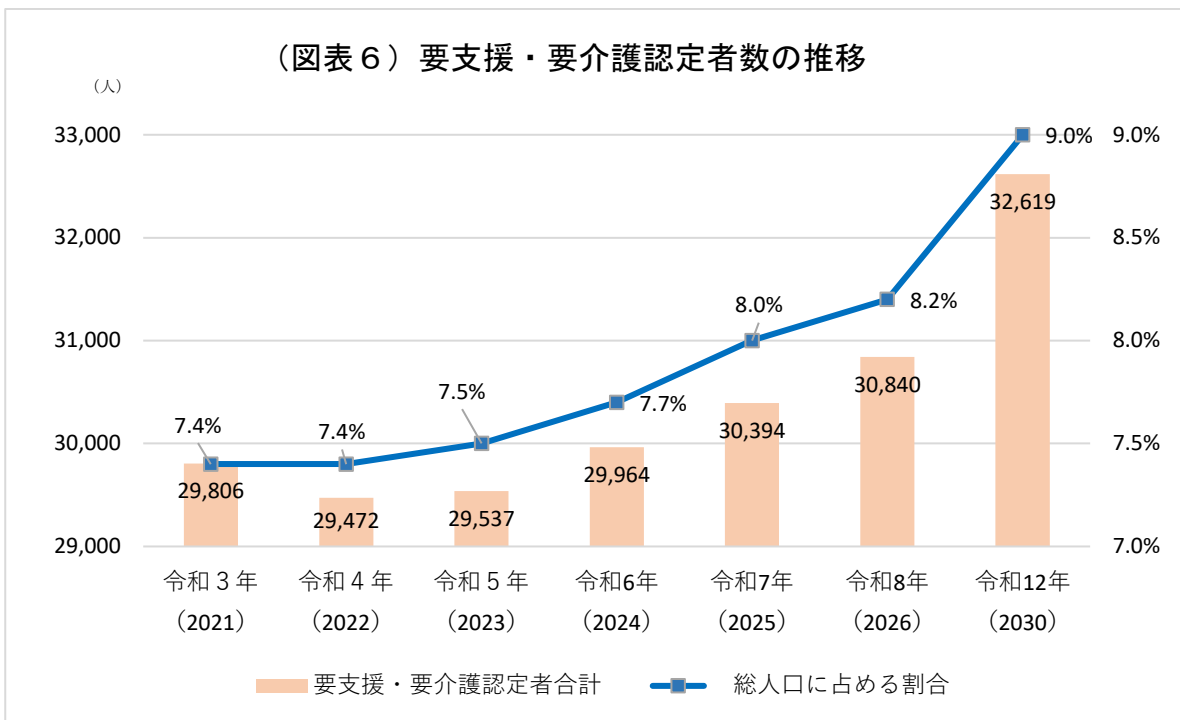
また、要支援・要介護者認定者数の推計を見ると、今後、要支援・要介護者認定者数と併せて総人口に占める割合も増加することが見込まれています（図表6）。

さらに、介護をしている15歳以上人口については、どの年代においても女性がその多くを占めています（図表7）。

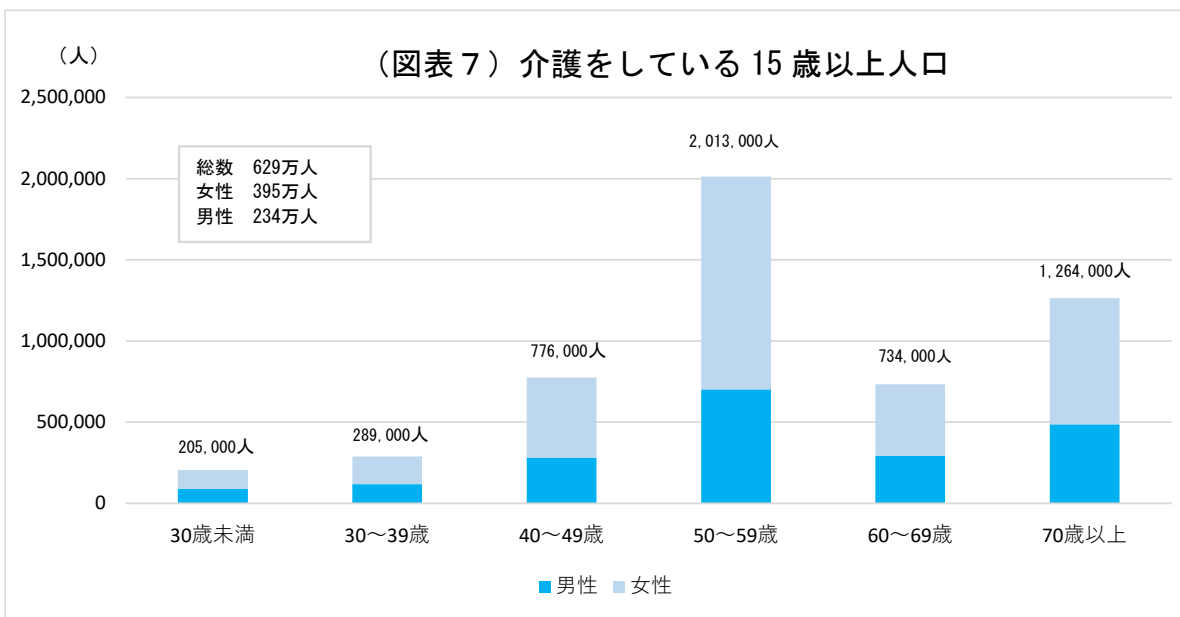
女性の社会進出が進み、女性の就業率が高まるなど、女性活躍の推進に向けた動きは進んでいるものの、現状では育児や介護の多くを女性が担っており、今後、更なる高齢化の進展により働きながら介護を行うワーキングケアラーの増加が予測されることや、育児と介護のダブルケアを担う者がいることから、育児や介護等に男性が参画できるような環境整備や固定的な性別役割分担意識の解消に向けた男女双方の意識改革・理解の促進が求められます。



【参考】国勢調査（総務省統計局）より作成



【参考】長崎市高齢保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）（長崎市）より作成



※総数に分類不能・不詳等の数値を含み、単位未満の位で四捨五入しているため、総数と男女の合計は必ずしも一致しない。

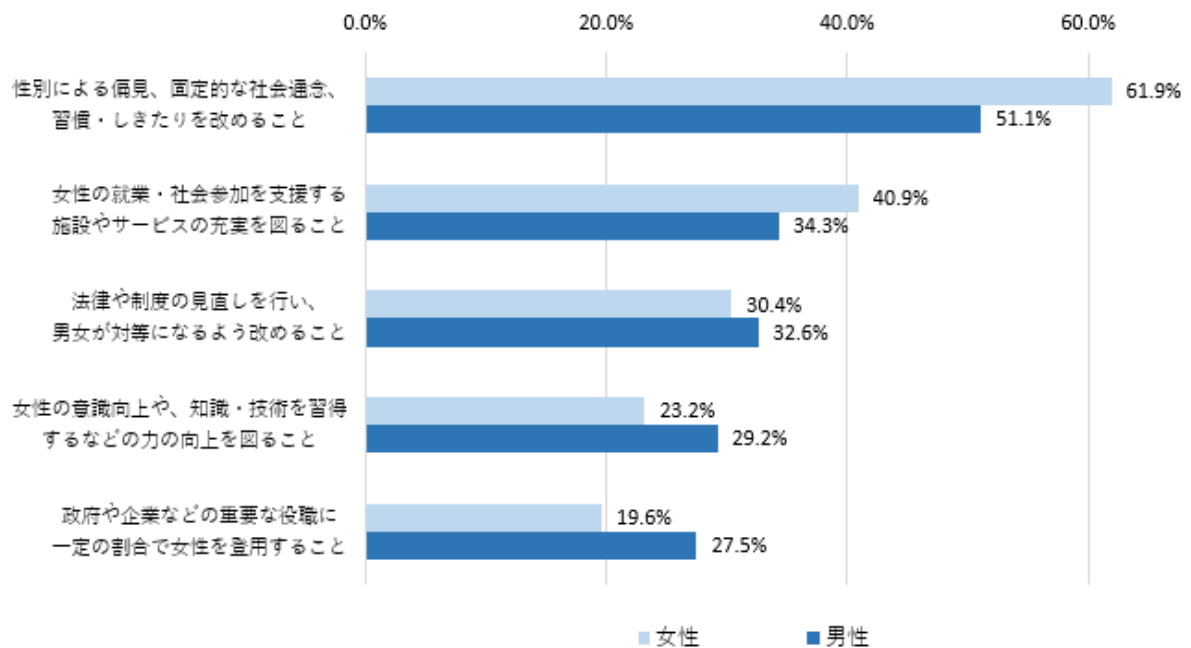
【参考】令和4年就業構造基本調査（総務省統計局）より作成

2023（令和5）年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査によると、「社会のあらゆる分野で男女が対等な立場でともに参画していくために必要なこと」について、全体で見ると「性別による偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」が最も多く、次に「女性の就業・社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること」となっています。（図表8）。

男女別でも、この2項目が他の項目より高い割合を示していますが、このうち「性別による偏見、固定的な社会通念、習慣・しきたりを改めること」については、女性が男性より10.8ポイント高くなっています。

このように、固定的性別役割分担意識が根強く残っており、制度があっても利用しづらいことから、この問題の解消のための情報発信を継続的に行っていくとともに、女性の就業や社会参加を支援するための職場・地域環境の整備や教育・啓発に力を入れていくことが求められます。

(図表8) 社会のあらゆる分野で男女がともに参画していくために必要なこと



【参考】令和5年度男女共同参画に関する市民意識調査（長崎市）より

3 計画の位置づけ・計画期間・SDGsとの関係

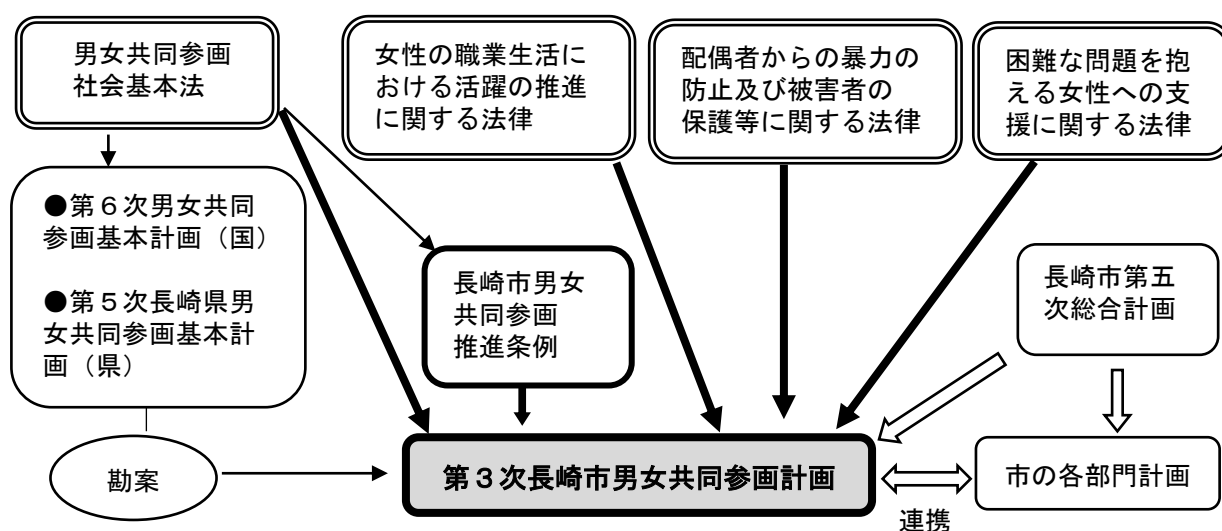
(1) 計画の位置づけ

ア 国の法律、市の条例等との関係

- (ア) この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項、長崎市男女共同参画推進条例第7条第1項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画です。
- (イ) この計画は、女性活躍推進法第6条第2項に規定する女性の職業生活における活躍についての基本的な計画です。
(推進目標ⅠからⅡの一部が関連)
- (ウ) この計画は、DV防止法2条の3第3項に規定する配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等についての基本的な計画です。(推進目標Ⅲの(16)が関連)
- (エ) この計画は、女性支援新法第8条第3項に規定する困難な問題を抱える女性への支援についての基本的な計画です。(推進目標Ⅲの(18)が関連)

イ 市の総合計画、市の他部門計画との関係

この計画は、長崎市第五次総合計画の基本施策「人権が尊重され、様々な分野で男女が参画するまちづくりを進めます」に基づき、男女共同参画社会の形成を推進するための基本的な取組みと施策の方向を具体的に示したもので、国及び県の基本計画を勘案しつつ、長崎市第五次総合計画との整合性を図りながら、関連する他の部門の計画と連携して取り組む計画です。



第1章 計画策定の趣旨
第1章 計画策定の背景
第1章 計画の位置づけ・期間
第2章 基本計画
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅰ
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅱ
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅲ
第4章 推進体制
第5章 主要指標
資料

ウ 計画の構成

この計画は、「基本計画」と「行動計画」から構成します。

基本計画は、長崎市の男女共同参画社会の実現に向けた基本理念を踏まえ、計画の体系、計画の推進目標及び計画の主要課題を記し、その目標を達成するための施策の方向性を定めています。

行動計画では、主要課題を達成するための数値目標と具体的な取組みを定めています。

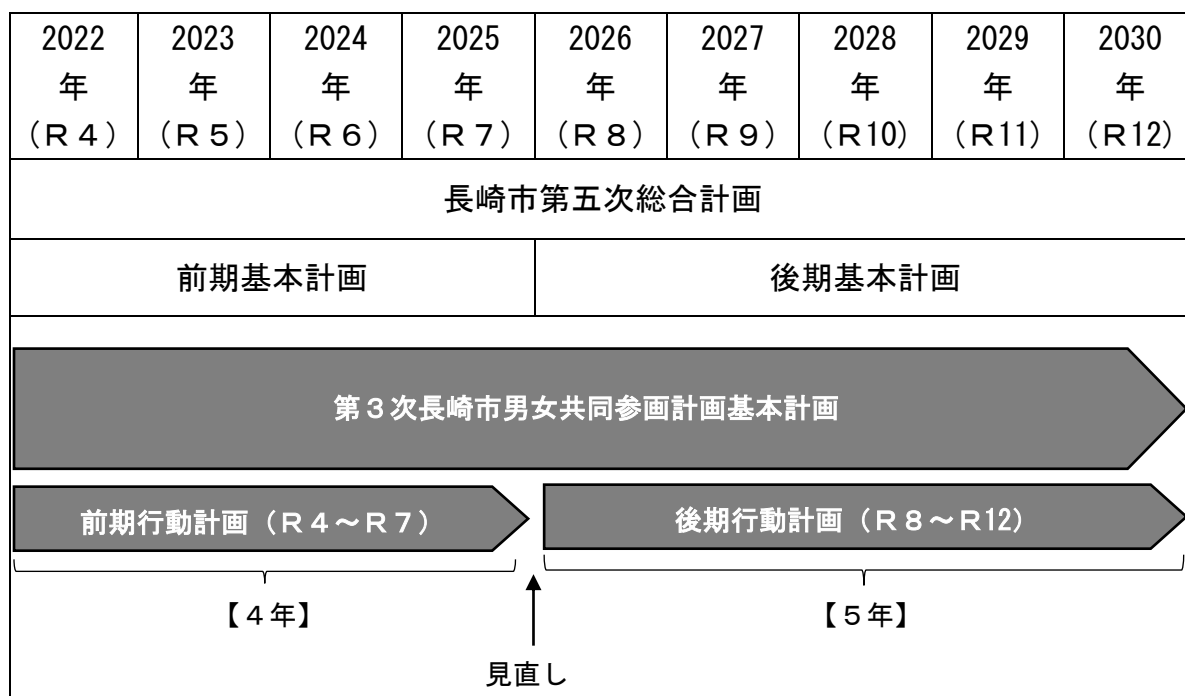
(2) 計画期間

基本計画は、2022（令和4）年度から2030（令和12）年度までの9年間とします。

行動計画は、2022（令和4）年度から2025（令和7）年度までの4か年を前期、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5か年を後期とします。

後期行動計画については、前期行動計画の期間の社会情勢の変化や計画の進捗状況の評価を踏まえて、後期行動計画に反映させることとします。

第3次長崎市男女共同参画計画の期間

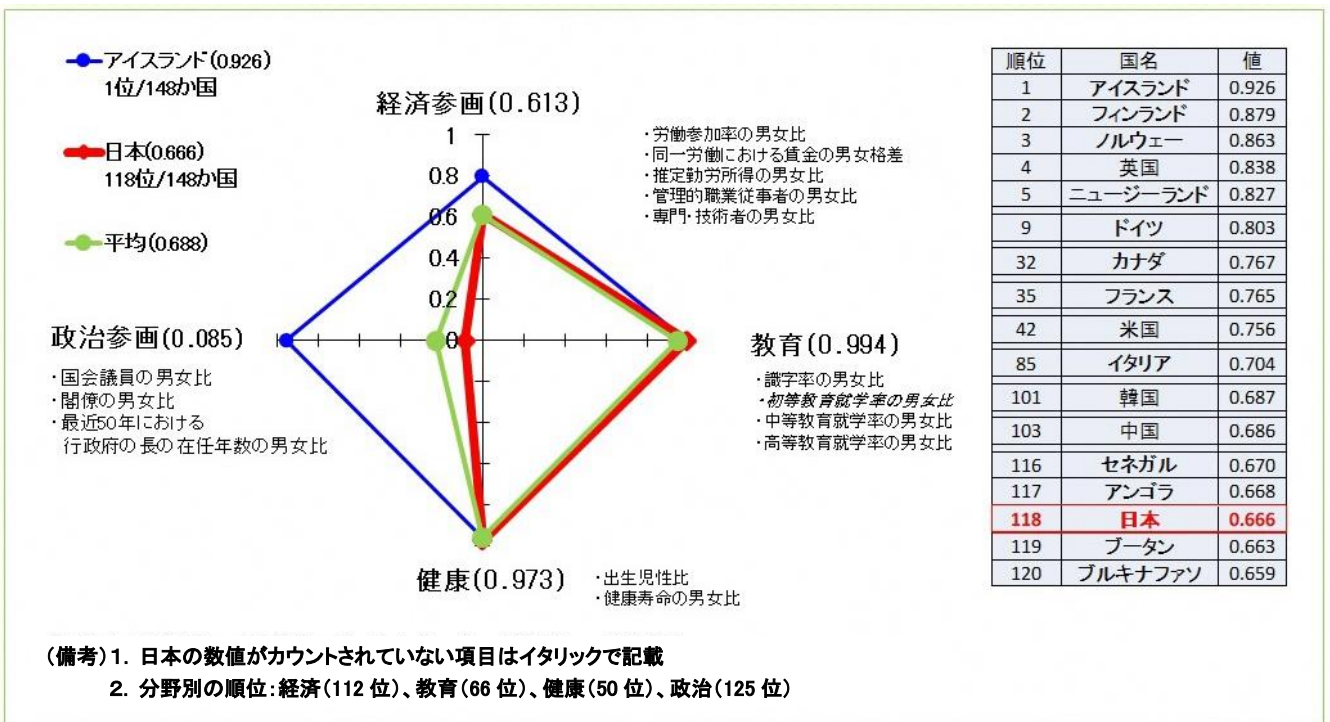


(3) SDGsとの関係

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、2015（平成27）年9月25日に国連サミットで採択され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを基本理念とし、2030（令和12）年までの達成を目指す、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成されています。

特に、ゴール5「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」は、男女共同参画社会の実現や女性の活躍を推進する等本計画の各施策の方向性とも重なっており、本計画の各施策を着実に進めていくことで、SDGsの推進、目標達成にもつながるものと考えています。

我が国のジェンダー平等については、世界経済フォーラムが2025（令和7）年に公表した男女格差を測るジェンダーギャップ指数において、世界148か国中118位と下位に位置しています。前年と同順位でしたが、政治分野と経済分野で低評価となっており、依然として男女格差が大きく、日本はG7の中で最も低い評価を受け、他の先進国と比較して遅れをとっています。このように我が国のジェンダーギャップ指数は改善の兆しを見せつつありますが、依然として多くの課題が残っています。



【参考】世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダーギャップ報告書（2025）」より作成

第1章	計画策定の趣旨
第1章	計画策定の背景
第1章	計画の位置づけ・期間
第2章	基本計画
第3章	後期行動計画 推進目標Ⅰ
第3章	後期行動計画 推進目標Ⅱ
第3章	後期行動計画 推進目標Ⅲ
第4章	推進体制
第5章	主要指標
資料	資料

持続可能な開発目標（SDGs）の詳細

<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>目標 1【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>目標 2【飢餓】 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>目標 3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>目標 4【教育】 すべての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>目標 5【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>目標 6【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>目標 7【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>目標 8【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>目標 9【インフラ、産業化、イノベーション】 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>目標 10【不平等】 国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>目標 11【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>目標 12【持続可能な消費と生産】 持続可能な消費生産形態を確保する</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>目標 13【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>目標 14【海洋資源】 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
<p>15 陸の豊かさを守ろう</p> 	<p>目標 15【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>目標 16【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> 	<p>目標 17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>		

出典「持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組」（外務省パンフレット）

第2章 基本計画

第2章

基本計画

1 計画の基本理念

長崎市では、2002（平成14）年に制定、施行した長崎市男女共同参画推進条例第3条において、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしています。今回の第3次計画においても、この基本理念に基づき策定しています。

【長崎市男女共同参画推進条例の基本理念】

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 男女の互いの性の尊重と健康づくり
- 6 国際的協調

（参 考）

【男女共同参画社会基本法の基本理念】

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 国際的協調

2 推進目標と施策の方向

第2次計画においては、これまで男女共同参画が十分に進まなかった理由として、次の3つをあげています。

- 1 男女共同参画への理解がまだまだ浸透していないこと
- 2 様々な分野への男女の共同参画が進んでいないこと
- 3 男女共同参画社会の推進を阻害する要因である暴力被害が存在すること

これらの現状を踏まえ、将来の長崎市の姿として、

一人ひとりの個性が尊重され、その能力が発揮できる男女共同参画社会の実現

をめざし、3つの推進目標を掲げ、その推進目標ごとに取り組むべき主要課題を設定するとともに、施策の方向を定め、男女共同参画の推進に向けた様々な取り組みを行ってきました。

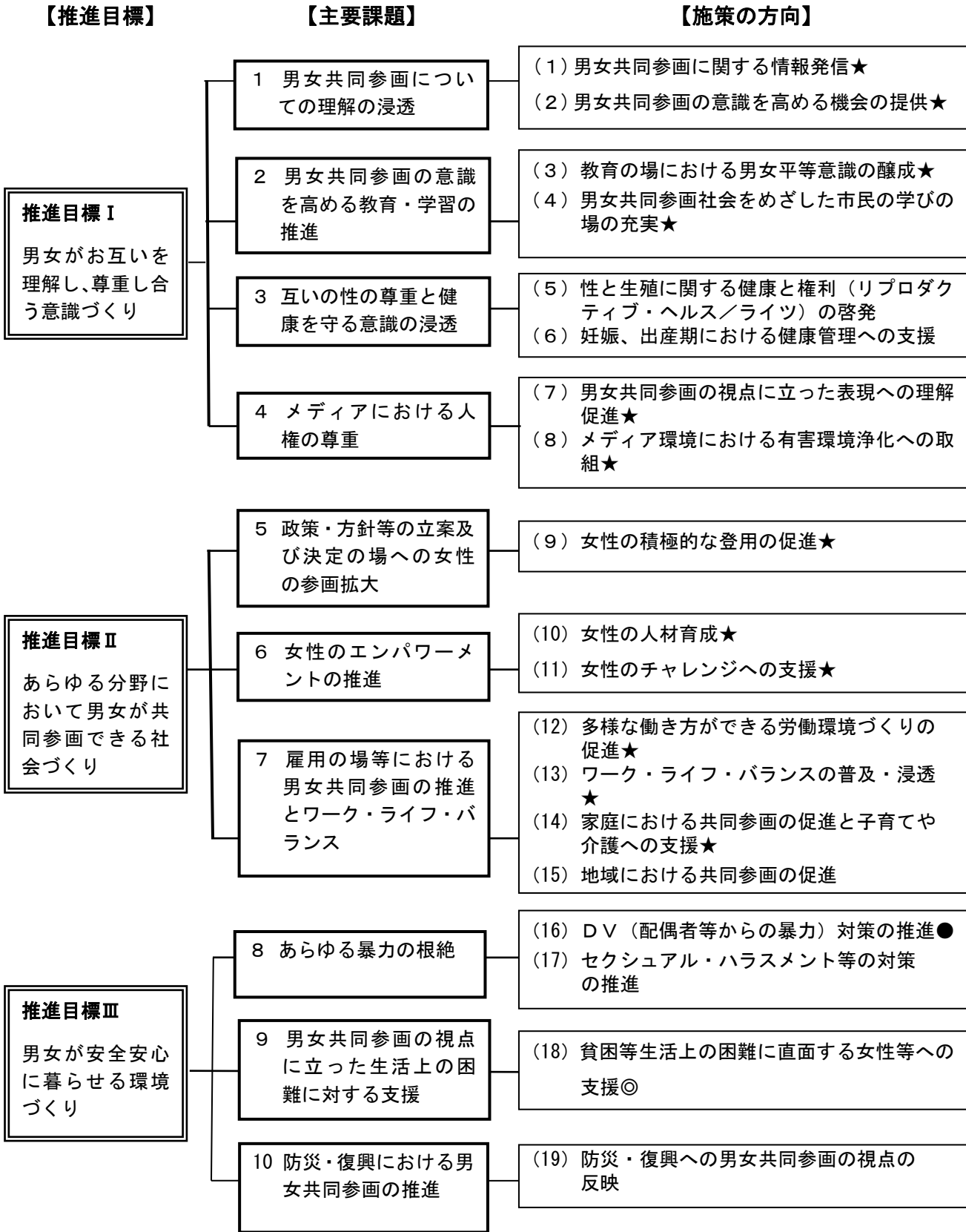
しかしながら、現時点においても、上記のような男女共同参画社会の実現を阻む課題は、まだ十分に解消されているとは言い難い状況です。

このことから、第3次計画においても、第2次計画がめざす将来の長崎市の姿を引き継ぐこととします。

また、第2次計画と同様に、3つの推進目標を掲げ、その推進目標ごとに取り組むべき主要課題を設定し、施策の方向を定めました。

<施策の体系>

一人ひとりの個性が尊重され、その能力が発揮できる男女共同参画社会の実現



★：女性活躍推進法に基づく計画に位置付け
 ●：DV防止法に基づく計画に位置付け
 ◎：女性支援新法に基づく計画に位置付け

第1章 計画策定の趣旨
 第1章 計画策定の背景
 第1章 計画の位置づけ・期間
 第2章 基本計画
 第3章 後期行動計画
 後期行動計画Ⅰ 推進目標Ⅰ
 第3章 後期行動計画
 後期行動計画Ⅱ 推進目標Ⅱ
 第3章 後期行動計画
 後期行動計画Ⅲ 推進目標Ⅲ
 第4章 推進体制
 第5章 主要指標
 資料

推進目標Ⅰ 男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり

日本国憲法では、すべての国民の基本的な権利が保障され、男女平等がうたわれています。男女共同参画社会基本法においても、男女の権利の尊重がうたわれており、性別による差別的な扱いは、人権問題であるという認識が必要です。

したがって、男女共同参画を推進していくうえで基盤となるのは、一人ひとりの男女共同参画についての理解であり、男女共同参画社会がより身近なものとして実現していくためには、その意識が深まり、広がっていくことが大切です。

主要課題	施策の方向
1 男女共同参画についての理解の浸透	(1) 男女共同参画に関する情報発信 (2) 男女共同参画の意識を高める機会の提供
2 男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進	(3) 教育の場における男女平等意識の醸成 (4) 男女共同参画社会をめざした市民の学びの場の充実
3 互いの性の尊重と健康を守る意識の浸透	(5) 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ ⁶ ）の啓発 (6) 妊娠、出産期における健康管理への支援
4 メディアにおける権利の尊重	(7) 男女共同参画の視点に立った表現への理解促進 (8) メディア環境における有害環境浄化への取組

⁶ リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、1994（平成6）年の国際人口開発会議の「行動計画」及び1995（平成7）年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）とは、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

推進目標Ⅱ あらゆる分野において男女が共同参画できる社会づくり

世界経済フォーラム（World Economic Forum：WEF）は2025（令和7）年に「The Global Gender Gap Report 2025」を公表し、各国における男女格差を測るジェンダーギャップ指数⁷（Gender Gap Index：GGI）を発表しました。2025（令和7）年の日本の総合スコアは、148か国中118位と、特に政治分野と経済分野で低評価となっており、依然として男女格差が大きく、日本はG7の中で最も低い評価を受け、他の先進国と比較して遅れをとっています。

男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、共に責任を担う男女共同参画社会を実現するためには、女性も男性もあらゆる分野に積極的に参画し、自分の能力に見合った適正な評価を受け、活躍できる社会を形成していくことが重要です。

主要課題	施策の方向
5 政策・方針等の立案及び決定の場への女性の参画拡大	(9) 女性の積極的な登用の促進
6 女性のエンパワーメントの推進	(10) 女性の人材育成 (11) 女性のチャレンジへの支援
7 雇用の場等における男女共同参画の推進とワーク・ライフ・バランス	(12) 多様な働き方ができる労働環境づくりの促進 (13) ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透 (14) 家庭における共同参画の促進と子育てや介護への支援 (15) 地域における共同参画の促進

⁷ ジェンダーギャップ指数とは、「経済」「政治」「教育」「健康」の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示している。

推進目標Ⅲ 男女が安全安心に暮らせる環境づくり

DV、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等の男女共同参画社会の形成を阻害する暴力は、個人の尊厳を著しく踏みにじる行為です。

また、社会的・経済的な男女間の格差等を起因とする多様かつ複合的な困難を抱える女性等への支援や、能登半島地震等を踏まえた災害対応への男女共同参画の視点の浸透の必要性も再認識されています。

誰もが安全に安心して暮らせるために、男女共同参画の視点に基づいた意識啓発やきめ細やかな支援を行っていく必要があります。

主要課題	施策の方向
8 あらゆる暴力の根絶	(16) DV（配偶者等からの暴力）対策の推進 (17) セクシュアル・ハラスメント等の対策の推進
9 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援	(18) 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
10 防災・復興における男女共同参画の推進	(19) 防災・復興への男女共同参画の視点の反映

第3章 後期行動計画

「第3章 後期行動計画」の見方

推進目標Ⅰ 男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり

主要課題ごとに、現状、施策の方向を記載しています。

主要課題Ⅰ 男女共同参画についての理解の浸透

社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って作られてきたものではありませんが、男女共同参画の視点から見ると、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見等を反映して、結果的に中立に機能しない場合があります（以下略）。

「主要課題」の進捗を図るための指標と基準値、目標値を記載しています。

主要指標

指標番号	指標	基準値	目標値 (R12年度)	所管課
1	社会全体で見ると男女平等であると感じている市民の割合（長崎市市民意識調査）	20.2% (R6年度)	30.7%	人権男女共同参画室

施策の方向(1)

男女共同参画に関する情報発信

男女共同参画の視点に立ち、国際的な動向を把握するとともに、性別にかかわらず個性や能力を発揮でき、社会制度や慣行について見直す機会を提供できるよう、男女共同参画に関する調査や情報発信に努めます。

「施策の方向」に沿って取り組む内容を記載しています。

施策の方向に沿って取り組む内容

指標番号	取組内容	対象	所管課
1	男女共同参画社会の形成を阻害する要因となる慣行、社会制度等の情報収集及び提供	市民 関係機関	人権男女共同参画室

第3章 後期行動計画

1 推進目標Ⅰ 男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり

主要課題1 男女共同参画についての理解の浸透

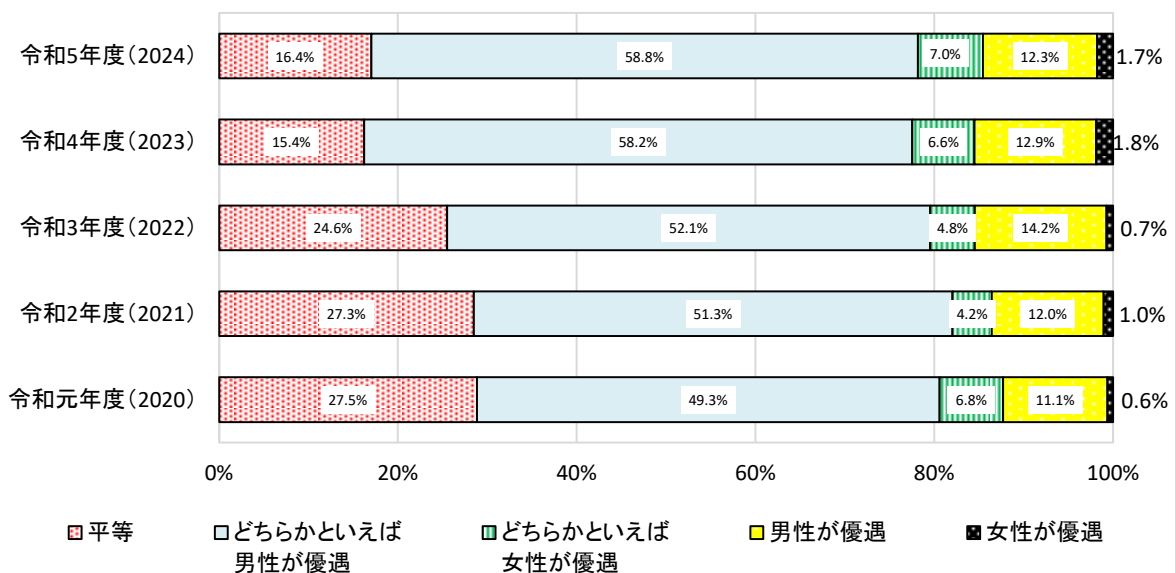
社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯で作られてきたものではありませんが、男女共同参画の視点から見ると、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見等を反映して、結果的に中立に機能しない場合があります(図表10)。

男女共同参画に関する様々な取り組みや制度の整備などは進んできたものの、依然として社会全体が変わるまでには至っていません。

また、国においては、世界の動きと軌を一にして男女共同参画社会の形成の促進に向けた様々な取り組みが進められています。

このため、世界の動きにも目を向けながら、あらためて男女共同参画の視点に立ち、性別にかかわらず個性や能力を発揮できるようにするとともに、社会制度や慣行について見直す機会を提供できるよう、男女共同参画に関する知識の普及と啓発に努めます。

(図表10) 「社会全体でみた場合に、男女は平等になっていると思いますか」



【参考】長崎市民意識調査(長崎市)より作成

主要指標

指標番号	指標	基準値	目標値 (R12年度)	所管課
1	社会全体で見ると男女平等であると感じている市民の割合（長崎市市民意識調査）	20.2% (R6年度)	30.7%	人権男女共同参画室
2	男女共同参画推進センター主催講座の参加者数	11,392人 (R6年度)	11,200人	人権男女共同参画室
3	男女共同参画推進センター主催講座の参加者のうち男女共同参画について理解が深まった人の割合	94.0% (R6年度)	94.5%	人権男女共同参画室

施策の方向（1）

男女共同参画に関する情報発信

男女共同参画の視点に立ち、国際的な動向を把握するとともに、性別にかかわらず個性や能力を発揮でき、社会制度や慣行について見直す機会を提供できるよう、男女共同参画に関する調査や継続的な情報発信に努めます。

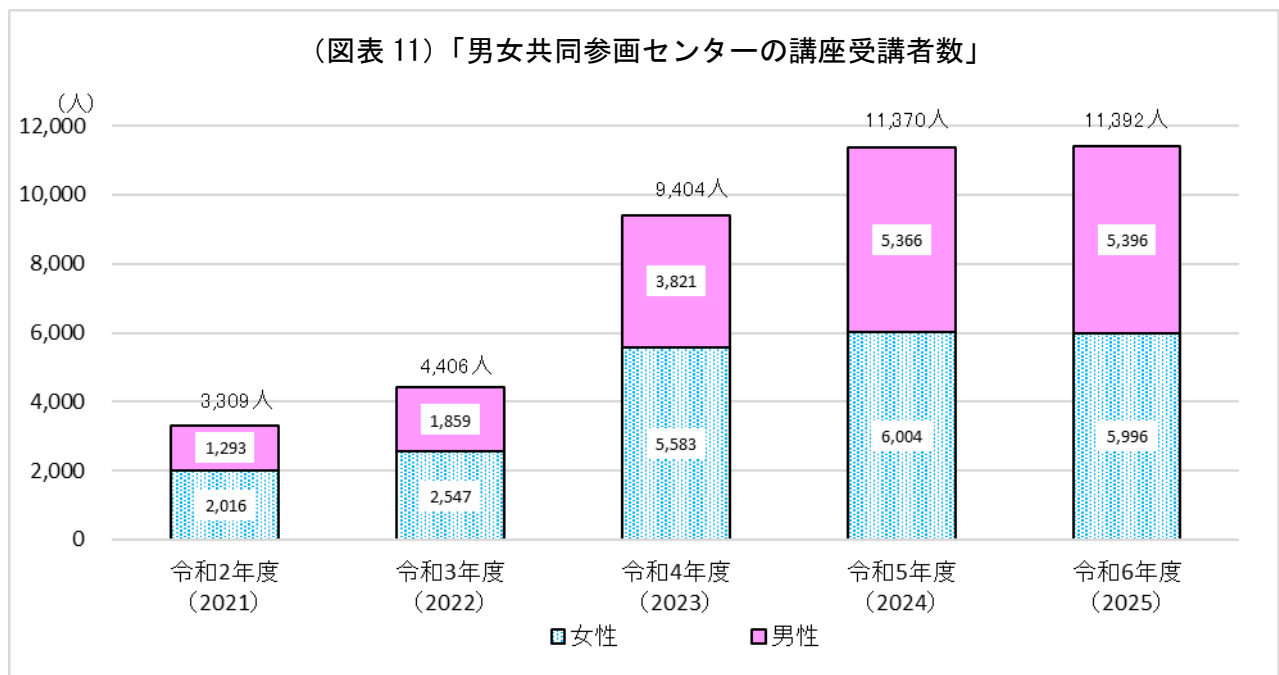
施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
1	男女共同参画社会の形成を阻害する要因となる慣行、社会制度等の情報収集及び提供	市民 関係機関	人権男女共同参画室
2	男女共同参画に関する図書の貸出し及び情報発信	市民	人権男女共同参画室
3	男女共同参画に関する国際情報の収集及び提供	市民	人権男女共同参画室
4	男女共同参画に関する調査研究の実施	市民 事業者	人権男女共同参画室

施策の方向（２）

男女共同参画の意識を高める機会の提供

男女共同参画推進センター（愛称：アマランス）は、長崎市における男女共同参画を推進する拠点施設です。2025（令和7）年7月に男女共同参画社会基本法が改正され、この中で、男女共同参画センターが関係者相互間の連携・協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点施設として定義されました。これまでも、同センターを中心に男女共同参画について市民が関心や興味を持って考える機会となるような講座や講演会等を実施しておりますが、年齢、性別、職業などの立場を問わず多様な市民の参加を促進し、拠点施設としての機能の更なる充実を図ります。



【参考】男女共同参画推進センター事業概要及び事業報告（男女共同参画推進センター）より作成

施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
5	男女共同参画推進センターが主催する講座の実施	市民 関係機関	人権男女共同参画室
6	広く市民に啓発する機会を提供するアマランスフェスタの開催	市民	人権男女共同参画室

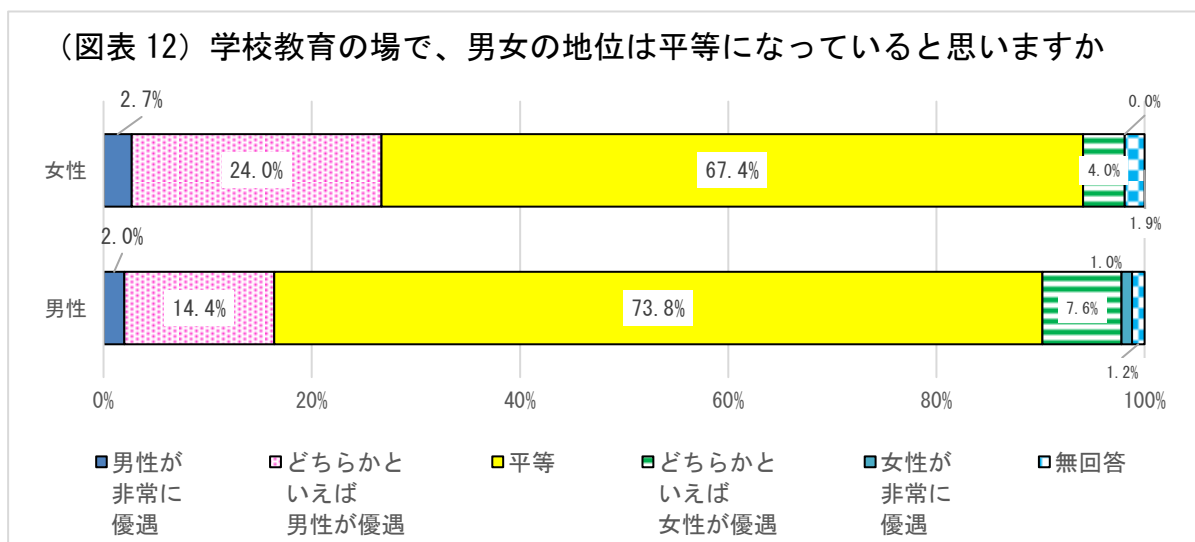
主要課題2 男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進

男女共同参画社会を実現するためには、性別にかかわらず誰もが自立して個性や能力を発揮し、社会活動に参画することが必要です。

固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）などは、幼少の頃から形成されてきており、誰にでも存在します。

このため、固定的な性別役割分担意識を植え付けないよう、男女双方の意識を変えていく取組みが極めて重要となりますので、子どもの頃から男女平等意識を持ち、性別にとらわれず将来を見通した自己形成ができるような教育を行う必要があります（図表12）。

また、社会全体の男女共同参画意識の醸成するために、家庭や地域、職場などの社会のあらゆる場においても、学びの機会を提供できるよう、学びの場の充実を図ります。



【参考】令和6年9月男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府男女共同参画局）より作成

主要指標

指標番号	指標	基準値	目標値 (R12年度)	所管課
4	職業講話の実施校の割合 (学校運営調査)	76.9% (R6年度)	80.0%	学校教育課
5	男女共同参画に関する派遣講座の実施回数	66回 (R6年度)	66回	人権男女共同参画室

第1章	計画策定の趣旨
第1章	計画策定の背景
第1章	計画の位置づけ・期間
第2章	基本計画
第3章	後期行動計画 推進目標Ⅰ
第3章	後期行動計画 推進目標Ⅱ
第3章	後期行動計画 推進目標Ⅲ
第4章	推進体制
第5章	主要指標
資料	資料

施策の方向（３）
教育の場における男女平等意識の醸成

次世代を担う子どもたちが個性や能力を発揮して成長することができるよう、子ども頃から、男女平等意識を持ち、性別にとらわれず将来を見通した自己形成ができるような教育や教員向けの研修や保護者向け講座の実施に取り組んでいきます。

施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
7	人権教育研修における教職員の男女平等教育を踏まえた全体研修の開催	市立幼・小・中・高等学校教職員	学校教育課
8	性別にとらわれない正しい職業観の醸成のための職業講話の実施	小・中学生	学校教育課
9	児童生徒の多様な進路選択のための支援	小・中学生	人権男女共同参画室
10	保育所、認定こども園、学校、PTAへの男女共同参画に関する派遣講座の実施	児童、生徒、PTA、学校関係者等	人権男女共同参画室
11	男女共同参画の視点を踏まえたPTA研修会の開催	PTA	生涯学習企画課

施策の方向（４）
男女共同参画社会をめざした市民の学びの場の充実

家庭、地域、職場などの社会のあらゆる場において学ぶ機会を提供するとともに、未就学児を持つ方も気軽に参加できるように、講座開催時に一時保育を実施するなど、学びの場の充実を図ります。

施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
12	各種団体やグループへの男女共同参画に関する派遣講座の実施	市民	人権男女共同参画室
13	男女共同参画推進センター主催の講座・講演会等における一時保育の実施	市民	人権男女共同参画室
14	公民館の子育て支援講座における一時保育の実施	市民	生涯学習企画課

主要課題3 互いの性の尊重と健康を守る意識の浸透

男女が互いの身体的性差を十分理解し、人権を尊重しつつ相手に対して思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成のために大切です。

健康な生活を送るためには、心身及びその健康について、正確な知識や情報を入力できるようにする必要があります。特に女性の心身状態は年代によって大きく変化するため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての認識を広げます。

近年、働く女性が増え、女性のライフスタイルが多様化しており、婚姻年齢や出産年齢が上昇している中でも、安心して子どもを産み育てられる環境を整えることと併せて、男女ともに、妊娠や出産を正しく理解し、妊娠中や出産前後の女性の健康に配慮することが必要です。

そのため、それぞれの性差に応じた健康についての理解を深めつつ、生涯にわたり健康を包括的に支援するための取組みを行います。

主要指標

指標番号	指標	基準値	目標値 (R12年度)	所管課
6	性教育に係る外部講師の活用率	46.2% (R6年度)	48.0%	学校教育課
7	こども家庭センターでの妊婦の健康相談対応件数	2,438件 (R6年度)	1,927件	子育てサポート課

施策の方向（5）

性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の啓発

性と生殖について、人権意識に基づいた正しい知識を身につけることができるよう、幅広い世代への啓発を行います。

施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
15	互いの性を尊重し、生殖に関する健康と権利を守るための講座の開催	市民	人権男女共同参画室

16	性に関する理解を深めるための家庭教育講座の開催	市民	生涯学習企画課
17	外部講師の活用及び性教育に関する調査の実施による学校教育における性教育の充実	小・中学生	学校教育課
18	エイズなどの性感染症に関する正しい知識の普及・啓発の充実（性感染症に関する情報提供や学校への講師派遣等）	市民（主に中・高・大学生）	感染症対策室
19	臨床心理士による心の健康相談	市民	人権男女共同参画室

施策の方向（6）

妊娠、出産期における健康管理への支援

男女ともに、妊娠や出産に関する正しい知識や情報を得て理解し、妊娠中や出産前後の女性の健康に配慮できるよう、健康診査や保健指導、相談等を行います。

施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
20	妊娠・出産期の健康診査、保健指導の実施と相談への対応	妊産婦	子育てサポート課
21	両親学級の開催	妊婦とそのパートナー（配偶者を含む）	子育てサポート課 各総合事務所地域福祉課

主要課題4 メディアにおける人権の尊重

現代社会は、様々な媒体から多くの情報が流されており、固定化された男女の姿や人権を侵害するような性暴力表現などの情報は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであり、メディアからの情報の影響は大変大きいものとなっています。

このため、必要に応じて、表現の指導・改善に取り組むとともに、市民がメディアの情報を主体的に読み解き、判断する能力(メディア・リテラシー)を向上させるための機会を提供します。

公共性の高い空間においては、青少年が性や暴力の表現に安易に接することができる環境は有害となる場合もあるため、そのような表現を含む情報との隔離を適切に行うよう啓発を行います。

また、近年の急速なスマートフォンの普及により、インターネット利用が拡大しており、私たちはいつでもどこでも必要に応じて、情報を簡単に入手することができます。インターネット上の性的な暴力やハラスメントの被害者にも加害者にもならないよう、安全安心な利用のための周知・啓発を行います。

主要指標

指標番号	指標	基準値	目標値 (R12年度)	所管課
8	把握している社会環境実態調査対象店舗(市内のコンビニエンスストア、ドラッグストア、携帯ショップ、カラオケボックス、興行施設など)への調査実施率	100.0% (R6年度)	100.0%	こども相談センター (こどもみらい課)

施策の方向(7)

男女共同参画の視点に立った表現への理解促進

固定化された男女の姿や、趣旨とは関係ないことで性的な表現を用いているような場合には、人権尊重の視点、男女共同参画の視点に立って考えたうえで、必要に応じて、表現の指導・改善に取り組めます。

また、スマートフォンの急速な普及により、インターネットによる情報の収集や発信が容易になっています。このため、市民がメディア情報を主体的に読み解き、判断し、適切に発信する能力(メディア・リテラシー)を向上させるための情報発信や学習の機会を提供します。

施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
22	市が発行する刊行物に関して、性に対する偏った表現を排除するため配慮すべき事項として広報研修における周知啓発	市の広報責任者	広報広聴課
23	啓発紙等によるメディア・リテラシーに関する情報の発信	市民	人権男女共同参画室
24	行政刊行物について、固定的性別役割分担意識にとらわれているような表現の指導・改善	関係機関	人権男女共同参画室

施策の方向（８）

メディア環境における有害環境浄化への取組

性や暴力の表現や情報に安易に接することができる環境は、特に青少年の心身の健全育成にとって悪影響を及ぼすことから、公共性の高い空間においては、そのような表現を含む情報からの適切な隔離について、また、コミュニティサイトやSNS等のメディア環境においては、有害なサイトに対するアクセス制限などの予防対策を行うとともに、被害者にも加害者にもならないための周知・啓発を行います。

施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
25	社会環境実態調査の実施（コンビニ、カラオケボックス、レンタル店等）	事業者	こども相談センター（こどもみらい課）
26	有害サイトから青少年を守るため、フィルタリング活用の周知・啓発	P T A	生涯学習企画課

2 推進目標Ⅱ あらゆる分野において男女が共同参画できる社会づくり

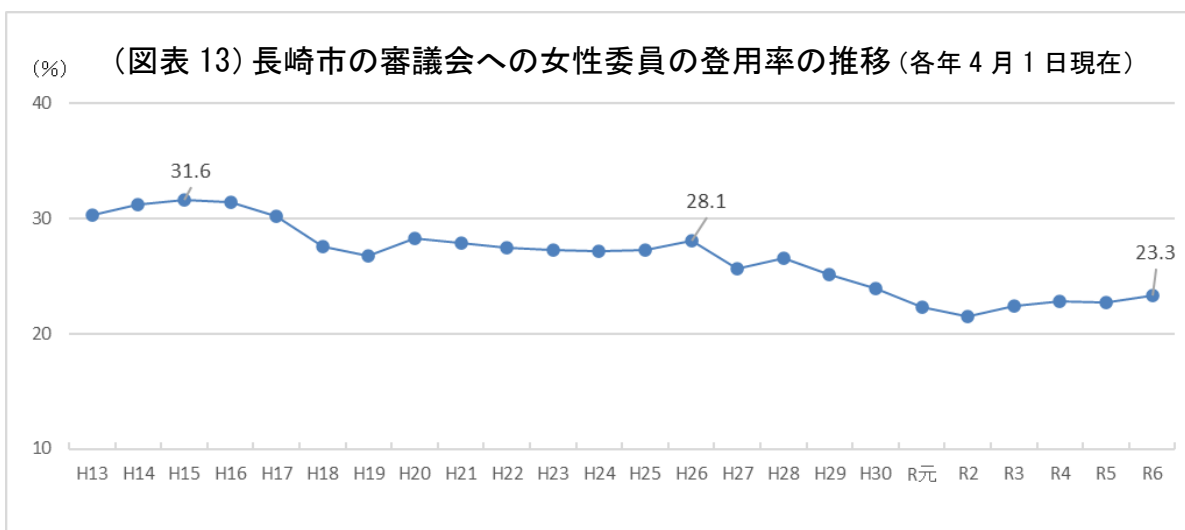
主要課題5 政策・方針等の立案及び決定の場への女性の参画拡大

政治、経済、社会などあらゆる分野において、政策・方針決定過程に男女が共に参画し、女性の活躍が進むことは、急速な少子高齢化・人口減少の進展、国民の価値観の多様化が進む中で、様々な視点が確保されることにより、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある持続可能な社会を生み出すとともに、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながります。

国際社会においては、2015（平成 27）年に国連で決定された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標（SDGs）について、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及びリーダーシップの機会を確保することが掲げられています。

また、国においては、「社会のあらゆる分野において、2020 年代の可能な限り早期に、指導的地位に女性が占める割合を少なくとも 30%程度となるよう目指す」ことを目標に様々な取組みが進められており、指導的地位に占める女性の割合は増えつつあります。

そのような中、本市における審議会等への女性の登用率は、近年減少傾向にあり（図表 13）、中核市で最小となっています（図表 14）。このため、市役所自らが女性の参画拡大に積極的に取り組むことと併せて、民間企業等への情報提供や意識啓発を行うことで、女性の参画拡大を推進します。



※地方自治法第 202 条の 3 に基づく審議会等における登用状況

【参考】地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（内閣府男女共同参画局）より作成

第 1 章 計画策定の趣旨
第 1 章 計画策定の背景
第 1 章 計画の位置づけ期間
第 2 章 基本計画
第 3 章 後期行動計画 推進目標Ⅰ
第 3 章 後期行動計画 推進目標Ⅱ
第 3 章 後期行動計画 推進目標Ⅲ
第 4 章 推進体制
第 5 章 主要指標
資
料

(図表14) 中核市における審議会等の女性委員の登用率

(2024(令和6)年4月1日現在)

No.	都市名	審議会等の女性登用率	No.	都市名	審議会等の女性登用率	No.	都市名	審議会等の女性登用率
1	函館市	26.8%	22	富山市	28.1%	43	明石市	26.9%
2	旭川市	28.6%	23	金沢市	32.3%	44	西宮市	33.7%
3	青森市	28.6%	24	福井市	34.8%	45	奈良市	38.1%
4	八戸市	29.7%	25	甲府市	25.5%	46	和歌山市	33.3%
5	盛岡市	30.3%	26	長野市	35.6%	47	鳥取市	33.1%
6	秋田市	24.3%	27	松本市	29.2%	48	松江市	37.4%
7	山形市	27.5%	28	岐阜市	30.0%	49	倉敷市	28.0%
8	福島市	36.6%	29	豊橋市	24.0%	50	呉市	25.4%
9	郡山市	34.6%	30	岡崎市	27.3%	51	福山市	28.2%
10	いわき市	29.2%	31	一宮市	32.5%	52	下関市	32.5%
11	水戸市	35.3%	32	豊田市	26.7%	53	高松市	39.2%
12	宇都宮市	27.9%	33	大津市	36.6%	54	松山市	46.6%
13	前橋市	24.5%	34	豊中市	32.0%	55	高知市	32.2%
14	高崎市	27.8%	35	吹田市	30.4%	56	久留米市	45.6%
15	川越市	30.3%	36	高槻市	28.1%	57	長崎市	23.3%
16	川口市	27.7%	37	枚方市	35.9%	58	佐世保市	27.8%
17	越谷市	34.3%	38	八尾市	34.2%	59	大分市	28.3%
18	船橋市	30.8%	39	寝屋川市	28.6%	60	宮崎市	30.1%
19	柏市	34.5%	40	東大阪市	33.0%	61	鹿児島市	25.0%
20	八王子市	26.4%	41	姫路市	36.3%	62	那覇市	35.7%
21	横須賀市	29.4%	42	尼崎市	40.0%			
平均	31.2%		最大	松山市	46.6%	最小	長崎市	23.3%

※地方自治法第202条の3に基づく審議会等における登用状況

【参考】地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況
(内閣府男女共同参画局)より作成

主要指標

指標番号	指標	基準値	目標値 (R12年度)	所管課
9	市の審議会等への女性委員の登用率	23.3% (R6年度)	40.0%	行政体制整備室
10	市役所の女性職員の管理職(課長級以上)への登用率	16.6% (R6年度)	20.0% 以上	人事課

施策の方向（9）

女性の積極的な登用の促進

政策・方針等の決定過程に男女が共に参画することを目指し、その過程に参画する女性の割合を引き上げるため、市役所において、審議会や管理職への女性の積極的な登用促進を図るとともに、民間企業等への情報提供や意識啓発を行います。

（図表15）中核市における市職員一般行政職の管理職への女性の登用率

（2024（令和6）年4月1日現在）

No.	都市名	一般行政職の 管理職	No.	都市名	一般行政職の 管理職	No.	都市名	一般行政職の 管理職
1	函館市	16.8%	22	富山市	13.3%	43	明石市	11.9%
2	旭川市	13.4%	23	金沢市	13.1%	44	西宮市	12.2%
3	青森市	14.7%	24	福井市	17.9%	45	奈良市	22.4%
4	八戸市	15.8%	25	甲府市	9.6%	46	和歌山市	13.2%
5	盛岡市	17.2%	26	長野市	8.2%	47	鳥取市	20.2%
6	秋田市	20.0%	27	松本市	30.4%	48	松江市	23.6%
7	山形市	12.3%	28	岐阜市	10.6%	49	倉敷市	8.4%
8	福島市	11.9%	29	豊橋市	12.6%	50	呉市	10.8%
9	郡山市	20.0%	30	岡崎市	16.9%	51	福山市	16.1%
10	いわき市	9.4%	31	一宮市	14.7%	52	下関市	15.0%
11	水戸市	12.7%	32	豊田市	9.5%	53	高松市	10.5%
12	宇都宮市	15.1%	33	大津市	6.1%	54	松山市	8.2%
13	前橋市	15.1%	34	豊中市	15.8%	55	高知市	20.1%
14	高崎市	13.4%	35	吹田市	28.8%	56	久留米市	16.7%
15	川越市	12.0%	36	高槻市	13.1%	57	長崎市	13.6%
16	川口市	11.9%	37	枚方市	15.6%	58	佐世保市	9.6%
17	越谷市	12.5%	38	八尾市	14.6%	59	大分市	17.0%
18	船橋市	11.5%	39	寝屋川市	12.4%	60	宮崎市	17.2%
19	柏市	16.0%	40	東大阪市	12.8%	61	鹿児島市	19.1%
20	八王子市	12.9%	41	姫路市	14.9%	62	那覇市	21.7%
21	横須賀市	11.1%	42	尼崎市	17.8%			

平均	14.7%	最大	松本市	30.4%	最小	大津市	6.1%
----	-------	----	-----	-------	----	-----	------

【参考】地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（内閣府男女共同参画局）より作成

施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
27	市が設置する審議会等の委員への女性の参画促進	関係団体等	行政体制整備室
28	男女共同参画を推進する団体の女性の人材育成情報の収集、提供	市民	人権男女共同参画室
29	「長崎市労政だより」による企業、団体への女性の積極的登用に関する情報提供	事業者	産業雇用政策課
30	女性職員の管理職への登用（管理職：課長級以上の職員）	市職員	人事課

第1章
計画策定の趣旨

第1章
計画策定の背景

第1章
計画の位置づけ・期間

第2章
基本計画

第3章
後期行動計画
推進目標Ⅰ

第3章
後期行動計画
推進目標Ⅱ

第3章
後期行動計画
推進目標Ⅲ

第4章
推進体制

第5章
主要指標

資
料

主要課題6 女性のエンパワーメントの推進

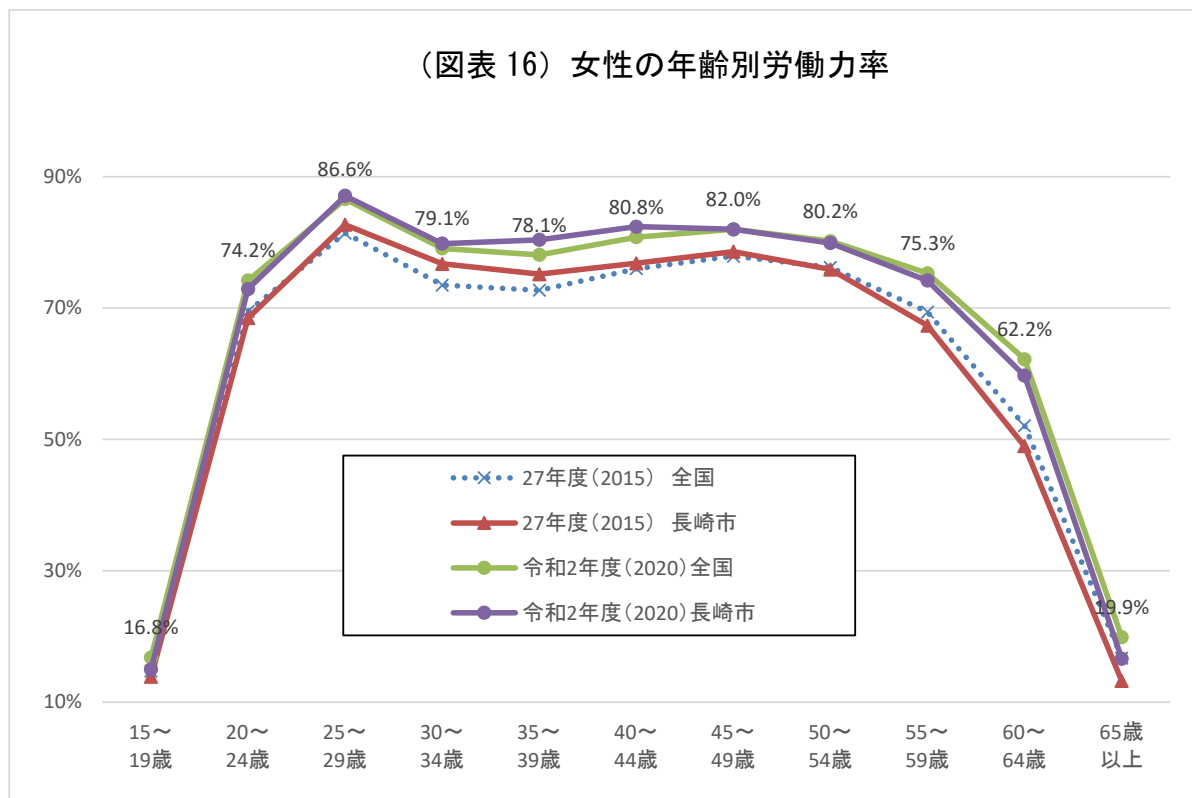
女性が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動に参画できるようにするためには、社会の仕組みを整えるとともに、女性が社会的にその能力を発揮できるようにエンパワーメントを支援していく必要があります。

女性が多様な能力を身に付け、その能力を発揮できるように、学習機会を充実させ、男女共同参画意識の醸成を図り、社会的役割と責任を担うという自覚をもった人材の育成に努めるとともに、得られた情報の整備と活用を図り、女性の社会的・経済的自立と能力の強化の推進を支援します。

女性活躍推進法や働き方改革関連法に基づく企業の取組みや保育の受け皿整備、両立支援等のこれまでの官民の積極的な取組みにより、女性の労働力率が子育て期に当たる30歳代で低下するいわゆる「M字カーブ」はほぼ解消しています(図表16)。

女性の再就職・起業など働きたいときに働けるような環境整備を図るとともに、女性が安心して子育てしながら、再チャレンジできる社会の実現をめざします。

また、女性が、あらゆる場で多様な能力を発揮できるよう、女性のチャレンジを支援するための講座の開催などにより、意識啓発や情報提供を行っていきます。



【参考】国勢調査(総務省統計局)より作成

主要指標

指標番号	指標	基準値	目標値 (R12年度)	所管課
11	女性の人材育成及びエンパワーメントを図る講座の開催数	33回 (R6年度)	33回	人権男女共同参画室

施策の方向 (10)

女性の人材育成

女性が多様な能力を身に付け、その能力を発揮できるように、学習機会を充実させ、男女共同参画意識の醸成を図り、社会的役割と責任を担うという自覚を持った人材の育成に努めるとともに、得られた情報の整備と活用を図ります。

施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
31	女性の人材育成及びエンパワーメントを図るための講座の開催	市民	人権男女共同参画室
32	女性職員のキャリアアップにつながる研修の開催	市職員	人事課 職員研修所
33	女性農業者グループの自主的な活動等に対する支援	農業者	農林振興課
34	男女共同参画を推進する団体等への支援	男女共同参画に関する活動団体	人権男女共同参画室
35	ながさき女性・団体ネットワークへの活動支援や女性団体等への情報の提供	男女共同参画に関する活動団体	人権男女共同参画室

**施策の方向（11）
女性のチャレンジへの支援**

女性の再就職・起業など働きたいときに働けるような環境整備を図るとともに、女性が、あらゆる場で多様な能力を発揮できるよう、女性のチャレンジを支援するための講座の開催などにより、意識啓発や情報提供を行っていきます。

施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
36	就労や起業支援講座の開催	市民	人権男女共同参画室
37	「長崎市労政だより」による企業、団体への女性のチャレンジへの支援に関する情報提供	事業者	産業雇用政策課

第1章
計画策定の趣旨

第1章
計画策定の背景

第1章
計画の位置づけ・期間

第2章
基本計画

第3章
後期行動計画
推進目標Ⅰ

第3章
後期行動計画
推進目標Ⅱ

第3章
後期行動計画
推進目標Ⅲ

第4章
推進体制

第5章
主要指標

資
料

主要課題7 雇用の場等における男女共同参画の推進とワーク・ライフ・バランス

働きたいすべての人がいきいきと働くことができる環境づくりは、社会経済にとっても、ダイバーシティの推進や多様な視点による新しい価値の促進につながります。

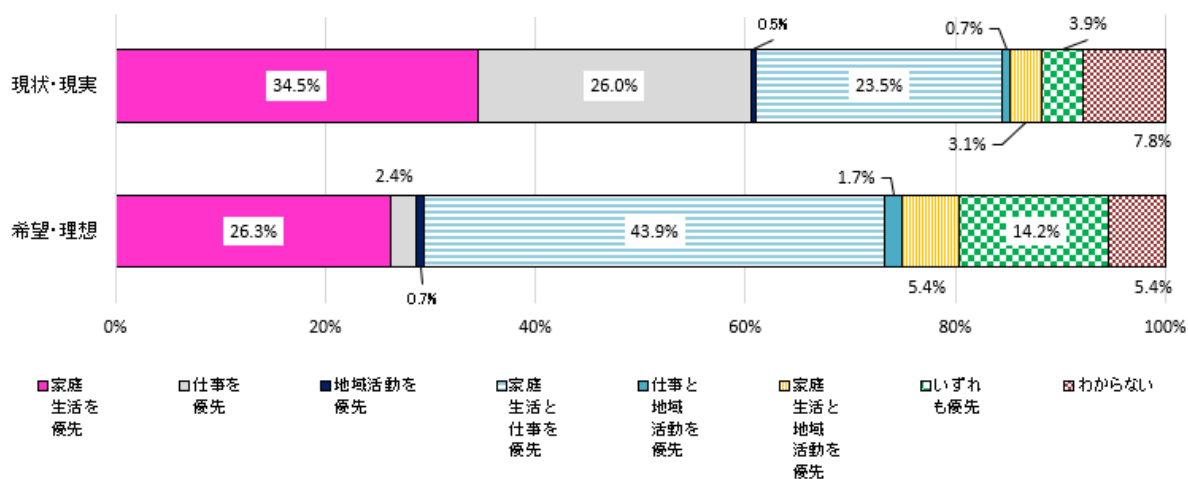
働きたいすべての人が、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮するためには、多様で柔軟な働き方を通じたワーク・ライフ・バランスがますます重要となってきますが、理想と現実にはまだ大きな隔たりがあります(図表17)。

また、家庭や社会の役割期待、制度の不備、企業文化、本人の選択などが複雑に絡み合った結果、女性では非正規労働者が多くを占める一方で、新型コロナウイルス感染症拡大を契機に、テレワークの導入やオンラインの活用が進み、多様で柔軟な働き方が広がりを見せています。

性別にかかわらず誰もが社会で充実感を感じながら働き、仕事の責任を果たしつつ、子育てや介護など様々な活動を自分の希望するバランスで行うことができるようにするためには、法や制度等の整備だけでなく、一人ひとりがワーク・ライフ・バランスについて正しく理解し、実践する必要があります。

このため、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて啓発等を図るとともに、職場や家庭、地域における男女共同参画の推進を図ります。

(図表17) 生活の中における優先度の理想と現実



【参考】令和5年度男女共同参画に関する市民意識調査(長崎市)より作成

主要指標

指標番号	指標	基準値	目標値 (R12年度)	所管課
12	誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業の表彰事業所数	3事業所 (R6年度)	9事業所	人権男女共同参画室
13	市役所の男性職員の2週間以上の育児休業取得率	40.2% (R6年度)	85.0%	人事課
14	待機児童数	0人 (R7年度)	0人	幼児課
15	放課後児童クラブ利用可能児童数	8,735人 (R6年度)	8,850人	こどもみらい課
16	地域活動等に参加したいと思う人の割合(長崎市市民意識調査)	84.4% (R6年度)	85.0%	自治振興課

施策の方向 (12)

多様な働き方ができる労働環境づくりの促進

性別にかかわらず均等な機会及び待遇の確保に向けて、性別による差別的取り扱いやハラスメントがない、働きやすい職場環境づくりの啓発を推進します。

また、働きたい人の均等な機会と待遇が確保され、その能力を十分に発揮できるよう、労働に関する法制度等の情報提供や啓発を行い、労働に関する相談に対応し、性別にかかわらず働きやすい職場環境づくりを促進します。

施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
38	「長崎市労政だより」による企業、団体への一般事業主行動計画の策定促進、育休・休暇取得促進等に関する啓発	市民事業者	産業雇用政策課
39	誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる事業所の表彰及び取組事例の紹介	市民事業者	人権男女共同参画室
40	長崎市職員ワーク・ライフ・バランス推進計画の推進 ・時間外勤務の縮減 ・年次休暇の取得 ・仕事と生活の両立支援 ・女性職員の活躍推進	市職員	人事課

第1章 計画策定の趣旨	41	ハラスメントのない職場づくりのための講座の実施	市民 事業者	人権男女共同参画室
第1章 計画策定の背景	42	「長崎市労政だより」による企業、団体への各種ハラスメント等に関する啓発	事業所	産業雇用政策課
第1章 計画の位置づけ・期間	43	市職員（新規採用職員や管理職等）へのハラスメント防止研修の開催	市職員	人事課 職員研修所
第2章 基本計画	44	外部の専門家で構成する調査等審議会の設置によるハラスメントに関する相談等	市職員	人事課
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅰ	45	労働に関する相談に対しての各種相談機関の紹介	市民	人権男女共同参画室
	46	「長崎市労政だより」による企業、団体への雇用制度の周知、在宅ワークなどの情報発信	事業者	産業雇用政策課
	47	勤務条件等について周知を図るための新任課長、新規採用職員研修の開催	市職員	人事課 職員研修所
	48	啓発紙等による労働や就業に関する法制度等の情報提供	市民 事業者	人権男女共同参画室

施策の方向（13）

ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透

一人ひとりがワーク・ライフ・バランスについて正しく理解し、仕事と子育てや介護など様々な活動を自分の希望するバランスで行うことができるよう、あらゆる機会を捉えて啓発等を図ります。

施策の方向に沿って取り組む内容

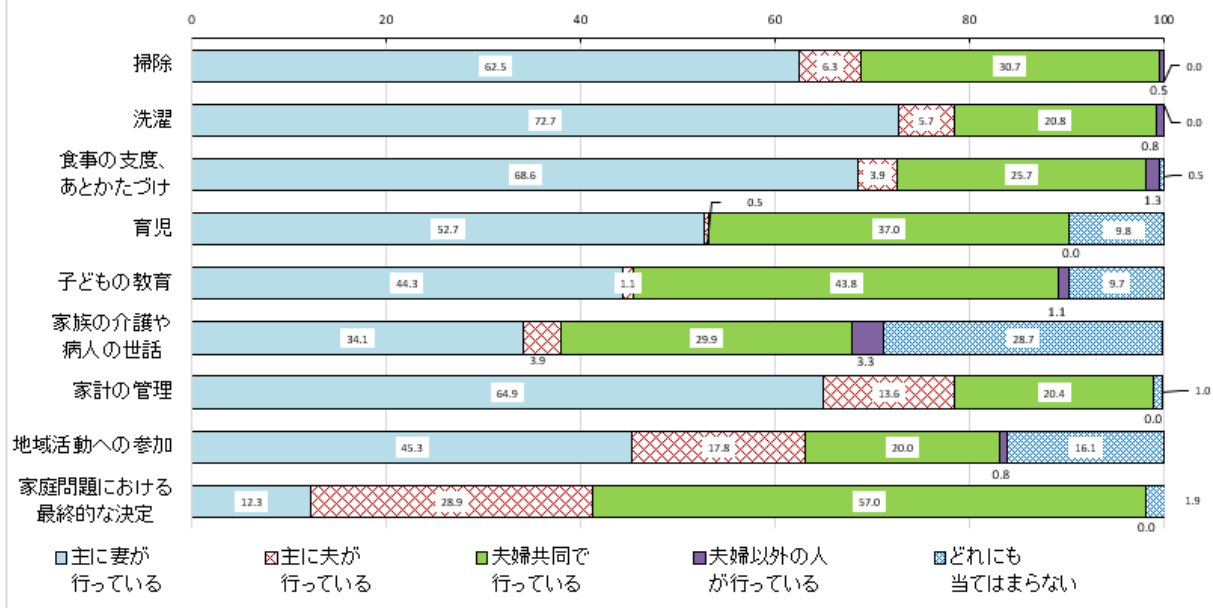
取組番号	取組内容	対象	所管課
49	ワーク・ライフ・バランスに関する講座の開催	市民 事業者	人権男女共同参画室
50	啓発紙等によるワーク・ライフ・バランスの情報発信	市民 事業者	人権男女共同参画室
51	農業者の家族経営協定締結促進（労働時間の適正化、休日の取得促進）	農業者	農林振興課
52	長崎市中企業融資制度によるワーク・ライフ・バランスの取組みに対する経済的支援	事業者	商業振興課

施策の方向（14）

家庭における共同参画の促進と子育てや介護への支援

現代の多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実を図るとともに、女性への子育てや介護に関する負担の軽減と、男性も主体的に子育てや介護に参画するための啓発を図ります。

（図表 18） 家庭で、実際に行われている役割分担 [既婚者（事実婚を含む）]



【参考】令和5年度男女共同参画に関する市民意識調査（長崎市）より作成

施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
53	長崎市子育て応援情報サイト「イーカオ」等による子育て家庭への情報発信	妊婦及び子育て家庭	こども政策課
54	子どもや子育てに関する全般の問題についての相談対応	市民	子育てサポート課
55	家庭で乳幼児を養育している保護者間の交流促進及び子育てに不安を持つ保護者への助言（お遊び教室の開催・子育て支援センターの設置）	就学前児童、保護者	子育てサポート課 こども政策課
56	地域の中で一時的な子育ての助け合いを行う事業（ファミリー・サポート・センターの運営）	市民	子育てサポート課

第1章 計画策定の趣旨	57	医療費自己負担額の一部助成 (高校生世代以下の子どもを対象に、その保護者に対し、保険診療にかかる医療費自己負担額の一部助成)	高校生世代以下の子ども	こども政策課
第1章 計画策定の背景	58	ひとり親家庭への支援 (生活支援として相談や日常生活支援、経済的支援として母子父子寡婦福祉資金の貸付やひとり親家庭等への医療費の一部助成、就業支援として自立支援プログラムの策定や資格取得のための給付金の給付などによる支援)	ひとり親家庭	こども政策課
第1章 計画の位置づけ・期間	59	待機児童の解消及び認定こども園への移行促進	就学前児童、保護者	幼児課
第2章 基本計画	60	子どもの一時預かりに関する諸事業の充実 (一時預かり事業・病児病後児保育事業・延長保育事業・子育て短期支援事業の実施)	児童	幼児課
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅰ	61	放課後児童クラブの設置及び促進	保護者	こどもみらい課
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅱ	62	男性の家事・介護等への参画を推進するための父子のイベント等、男性向け講座の開催	市民(男性)	人権男女共同参画室 生涯学習企画課
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅲ	63	介護家族を対象にした家族介護教室の開催	高齢者 介護家族	高齢者すこやか支援課

施策の方向(15)

地域における共同参画の促進

生活に密接に関連する地域社会において、性別にかかわらず誰もが協力し、主体的に関わることができるよう意識啓発に取り組むとともに、市民活動やボランティア、男女共同参画の推進に関する取組み等の活性化を図ります。

施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
64	地域における男女共同参画の促進のための講座開催	市民	人権男女共同参画室
65	市民活動センターの設置・運営(市民活動を行う個人又は団体の交流及び活動拠点)	市民	市民協働推進室

66	公民館におけるボランティアの養成及び活動支援	市民	生涯学習企画課
67	地域活動や市民活動への参加促進	市民	自治振興課
68	地域コミュニティ連絡協議会の設立や運営の支援	地域の各種団体 市民	地域コミュニティ推進室
69	地域における男女共同参画の推進に関する取組みを行う個人又は団体への支援	市民	人権男女共同参画室

第1章 計画策定の趣旨
第1章 計画策定の背景
第1章 計画の位置づけ・期間
第2章 基本計画
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅰ
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅱ
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅲ
第4章 推進体制
第5章 主要指標
資 料

3 推進目標Ⅲ 男女が安全安心に暮らせる環境づくり

主要課題8 あらゆる暴力の根絶

DV、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等の男女共同参画社会の形成を阻害する暴力は、個人の尊厳を著しく踏みにじる行為です。また、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。DV被害者の多くは女性であり、その背景には男女間の社会的地位や経済力の格差などの男女がおかれた状況の違いや、根強い偏見等が存在しています。

2023（令和5）年度に長崎市が行った「男女共同参画に関する意識調査」では、女性の22.8%が、自分自身や身近な人が被害にあったり、暴力被害について相談されたことがあると回答しています（図表19）。

また、コロナ禍により、生活困窮や孤独・孤立、DV相談件数が増加するなど、非常時には平常時の社会課題がより深刻化し、顕在化することが明白になりました。

暴力や威圧による相手の支配は、個人の尊厳を大きく傷つけ、男女共同参画の推進を阻むものです。それぞれが社会の対等なパートナーとして様々な分野で活躍するために、暴力の防止と根絶に向けて正しい理解を深めるとともに、若年層からの未然防止啓発のための講座を開催します。また、相談窓口の周知や、相談体制の充実など、被害者の支援対策を推進します。

長崎市では、家庭や夫婦間の悩み、DV、職場や地域での問題の相談を受けるアマルانس相談に、2011（平成23）年4月から配偶者暴力相談支援センターの機能を持たせ、配偶者等からの暴力被害者に対して、相談、必要な助言、関係機関の情報提供等、被害者の意思を尊重しながら支援を行っています。

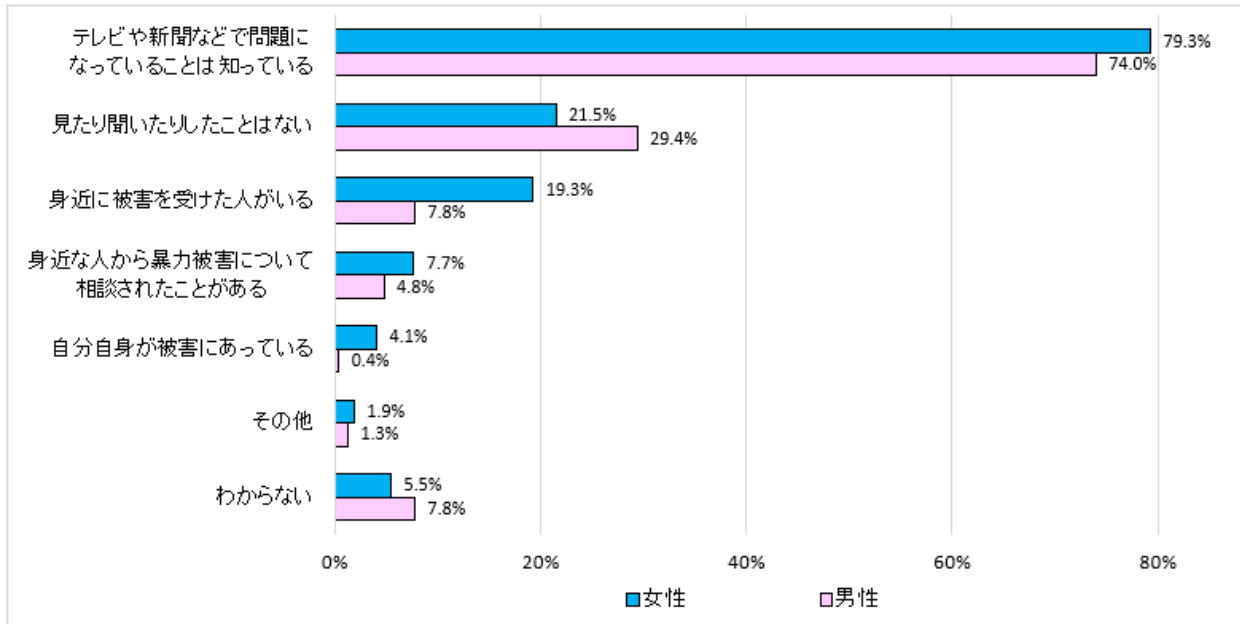
DV被害や性暴力被害等に対する支援は、一つの機関だけで対応することは困難であり、幅広い分野の関係機関が認識の共有や情報交換、具体的な事案に即した協議に至るまで様々な形で連携していくことが求められます。そのため、関係各課、警察、民間の支援団体、広域的な行政機関と協働して連携強化を図り、支援を積極的に担うことに努めます。

また、女性の社会進出が進むにつれて、配慮すべき問題の一つにセクハラがあります。雇用の場におけるセクハラ防止については、男女雇用機会均等法に基づき、事業主が講ずるべき措置とされていますが、職場以外にも学校・研究分野・地域活動などあらゆる分野においても、セクハラの未然防止が必要です。

このため、セクハラ等防止の講座開催や、ホームページ等を活用した情報発信による意識啓発を行うとともに、被害を受けた場合の相談の実施や相談機関の周知を行います。

第1章 計画策定の趣旨
第1章 計画策定の背景
第1章 計画の位置づけ・期間
第2章 基本計画
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅰ
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅱ
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅲ
第4章 推進体制
第5章 主要指標
資 料

(図表 19) 配偶者や恋人など親密な関係にある（あった）異性からの暴力（DV）
やその被害について、見たり聞いたりしたことがありますか【複数回答】



【参考】2023（令和5）年度「男女共同参画に関する意識調査」（長崎市）より作成

主要指標

指標番号	指標	基準値	目標値 (R12年度)	所管課
17	デートDV防止授業開催数	25回 (R6年度)	25回	人権男女共同参画室 学校教育課
18	DV相談窓口として「アマランス相談」を知っている市民の割合 (長崎市市民意識調査)	41.1% (R6年度)	50.0%	人権男女共同参画室

施策の方向 (16)

DV（配偶者等からの暴力）対策の推進

DV防止のための講座開催や情報発信等による啓発を図るとともに、主に長崎市内の中学校等において、「デートDV防止授業」を民間団体の協力を得ながら、積極的に実施しています。DVの正しい知識と心と身体の大切さなど、対等な人間関係の形成を図る意識啓発を推進します。

また、関係各課や、警察、民間の支援団体、広域的な行政機関との連携強化を図り、DV被害者の支援を行います。

第1章 計画策定の趣旨
第1章 計画策定の背景
第1章 計画の位置づけ・期間
第2章 基本計画
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅰ
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅱ
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅲ
第4章 推進体制
第5章 主要指標
資料

施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
70	DVに関する正しい理解のための講座の開催	市民	人権男女共同参画室
71	啓発物やホームページ等によるDVに関する正しい理解と認識の促進のための情報発信	市民	人権男女共同参画室
72	DV未然防止のための若年層への予防啓発講座（デートDV防止授業）の開催	生徒及び教職員	人権男女共同参画室 学校教育課
73	相談員の資質向上及び心理的ケア（ケース会議の開催、DV対策等の関係会議への参加）	相談員	人権男女共同参画室
74	DV被害者支援連絡会議の運営	関係部局	人権男女共同参画室
75	DV被害者が一時的に使用するための市営住宅（目的外使用の住戸）の確保	DV被害者	建築総務課
76	DVに関する相談（アマランス相談）	市民	人権男女共同参画室
77	一般相談、法律相談（市民相談）	市民	自治振興課
78	DV被害者のうち支援措置対象者にかかる住所情報を加害者に知られないようにする措置（住民基本台帳の閲覧制限及び住民票と戸籍の附票等の交付制限）	DV被害者	住民情報課
79	DV被害者支援のための警察、司法機関、民間団体、県などとの連携・協力	関係機関	人権男女共同参画室
80	高齢者の配偶者及び子どもなどの養護者からの虐待防止のための市及び地域包括支援センターにおける相談対応及び緊急避難としての施設入所措置	高齢者	高齢者すこやか支援課
81	高齢者虐待防止や認知症高齢者対応などの研修の実施及び指導・支援	関係機関	高齢者すこやか支援課
82	長崎市障害者虐待防止センターの適切な運営（障害者虐待に関する通報・相談の受け付け、事実確認及び個別のケースに応じた適切な支援の実施）	障害者等	障害福祉課
83	配偶者暴力相談支援センターと児童虐待担当部局等との連携強化	関係部局 関係機関	人権男女共同参画室 子育てサポート課

施策の方向（17）

セクシュアル・ハラスメント等の対策の推進

あらゆる分野でのセクハラやモラル・ハラスメント⁸等の未然防止のため、講座の開催やホームページ等を活用した情報発信を行うとともに、被害を受けた場合の相談の実施及び相談機関の周知を行います。

施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
84	セクシュアル・ハラスメント等の啓発講座の開催	市民 事業者	人権男女共同参画室
85	セクシュアル・ハラスメント等に関する相談	市民	人権男女共同参画室

⁸ モラル・ハラスメント（モラハラ）とは、身体的ではなく、精神的・情緒的な次元を通じて行われる継続的な倫理観でのいじめ・嫌がらせなどの行為のこと。

主要課題9 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援

近年、社会構造の変化などにより社会全体のつながりが希薄化しており、誰もが孤独・孤立状態になりやすい状況となっており、加えて、コロナ禍により社会環境が変化し、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化しました。

中でも、女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性被害犯罪、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、新たな女性支援強化が喫緊の課題となりました。

このため、国においては、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実施する「民間団体との連携」といった視点も取り入れた新たな支援の仕組みを構築するため、2024（令和6）年4月に女性支援新法が施行されました。

長崎市では、これまでもアマランス相談において、家庭や職場、地域などの人間関係について性別に関わらず相談を受け、支援を行なってきました。しかし、近年の複雑・多様化した様々な問題（経済的、社会的、身体的・精神的など）を抱える人々を包括的かつ継続的に支えるために、必要な援助を早期に行うことが求められています。女性においては、母子世帯や高齢単身女性が貧困に陥りやすい状況にある一方で、男性も非正規雇用の割合が高くなっており、不安定な就労環境におかれている方が増えています。さらに障害があることや外国人であることなどを理由とした社会的困難を抱えている人が偏見等を背景に、一層複合的な困難を抱える場合があります。

このため、男女共同参画の視点に立って、その人権が尊重され安心して自立した生活ができるよう、生活上の様々な困難な問題を抱える人に対して必要な支援が届くようにする必要があります。市の相談窓口が、最も身近な相談先としての役割を果たしながら、多様なニーズに応じた包括的かつ継続的な支援を行うとともに、きめ細やかな支援を行っている民間団体との協働により、切れ目のない支援を目指します。また、支援情報等の啓発・広報を継続的に行い、偏見や差別の解消のため、社会の理解促進と意識改革を促します。

主要指標

指標番号	指標	基準値	目標値 (R12年度)	所管課
19	相談したことで何らかの改善又は変化を得た女性の割合	92.7% (R6年度)	96.5%	人権男女共同参画室

施策の方向（18）

貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援

困難な問題を抱える女性等に対し、生活の安定や経済的自立につがる支援、心理的ケアの充実等を行うとともに、相談支援に関わる団体・機関、関係各課と連携し、多様なサービスにつなげることができるよう重層的な支援を行います。また、相談窓口や活用できる制度等について周知を行い、困難な問題を抱える女性等に対する支援策の理解促進に努めます。

併せて、適切な支援を実施するため、研修等を通じた様々な関係機関との情報共有や相談員の相資質向上を図ります。

施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
86	困難な問題を抱える女性の相談窓口の設置及び支援	市民	人権男女共同参画室
87	関係機関等と連携した支援体制の充実（支援内容の協議、情報交換等）	関係部局 関係機関	人権男女共同参画室
88	女性支援やDV防止等の活動を行っている民間団体等との連携体制の充実	民間団体 関係機関	人権男女共同参画室
58	【再掲】ひとり親家庭への支援 （生活支援として相談や日常生活支援、経済的支援として母子父子寡婦福祉資金の貸付やひとり親家庭等への医療費の一部助成、就業支援として自立支援プログラムの策定や資格取得のための給付金の給付などによる支援）	ひとり親家庭	こども政策課

主要課題 10 防災・復興における男女共同参画の推進

災害は、地震、津波、風水害等の自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、その大きさが決まってくると考えられます。性別、年齢や障害の有無など様々な社会的状況によって影響は異なることから、社会要因による災害時の困難を最小限にすることが重要です。

大規模災害の発生は、全ての人の生活を脅かしますが、とりわけ女性や子ども、脆弱な状況にある人たちがより多くの影響を受けることが指摘されています。

非常時には、家事・育児・介護等が女性に集中する一方で、男性は仕事や家庭の経済的責任の面で心身ともに追い込まれる傾向にあります。また、根強く残る固定的な性別役割分担意識は、女性のみならず、復旧・復興時における男性の孤立や活力の低下に影響するとも言われています。さらに、配偶者等からの暴力や性被害・性暴力などが顕在化するなど、平常時の課題が顕著になります。

このため、男女共同参画の視点を取り入れて、性別による災害から受ける影響の違いなどに配慮した平常時の備えや災害対応を行います。

主要指標

指標番号	指標	基準値	目標値 (R12年度)	所管課
20	女性市民防災リーダー数	216人 (R6年度)	270人	防災危機管理室

施策の方向 (19)

防災・復興への男女共同参画の視点の反映

災害時における男女のニーズの違い等を把握して、女性の視点を反映させるため、防災分野における女性の参画の拡大や、防災・復興の現場における男女共同参画を推進します。

施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
89	地域防災計画への男女共同参画の視点の反映	関係課	防災危機管理室 人権男女共同参画室
90	地域における防災活動の中心となる市民防災リーダーの養成	市民	防災危機管理室

91	男女共同参画の視点を反映させた避難所の運営等の推進	関係課	防災危機管理室 人権男女共同参画室
92	被災時における性暴力・DV被害防止等に関する情報発信、相談体制の整備	市民	人権男女共同参画室

第1章 計画策定の趣旨
第1章 計画策定の背景
第1章 計画の位置づけ・期間
第2章 基本計画
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅰ
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅱ
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅲ
第4章 推進体制
第5章 主要指標
資 料

第4章 推進体制

第4章

推進体制

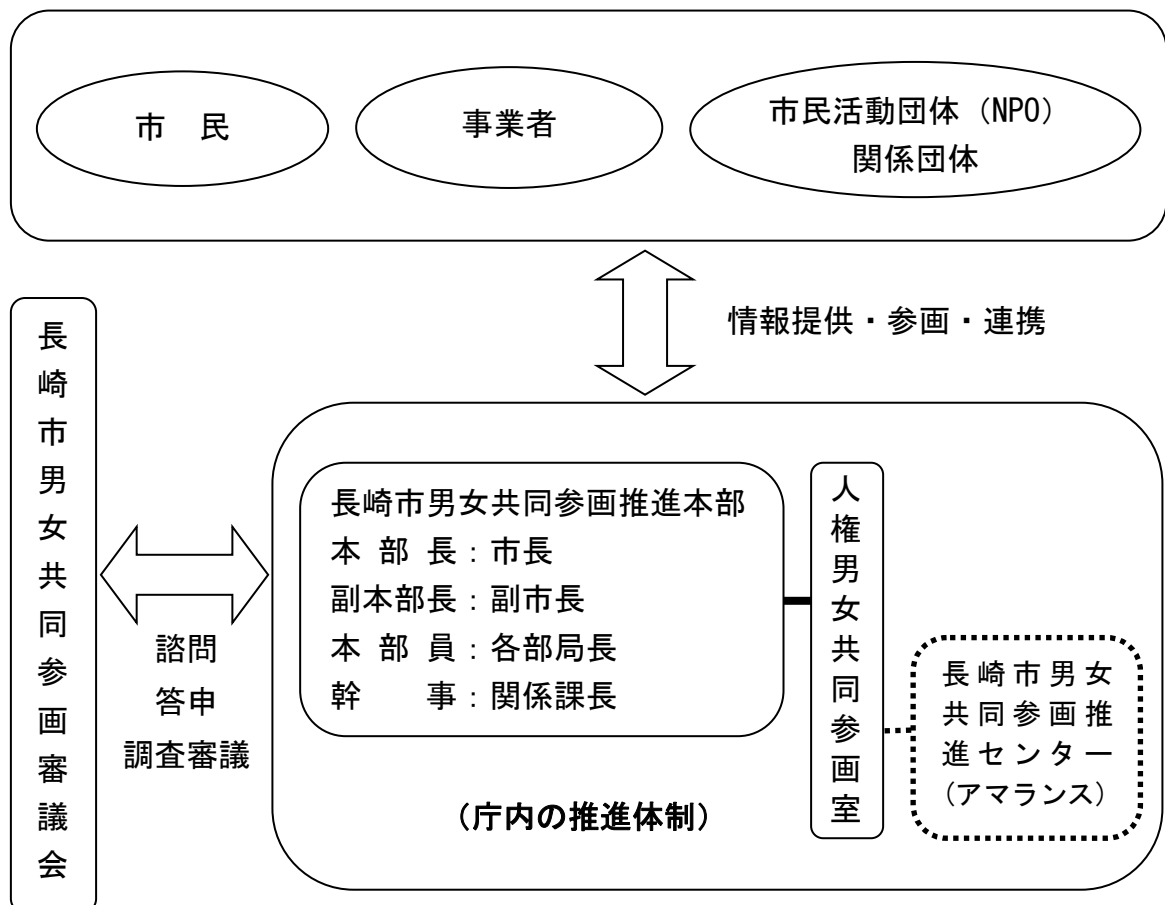
男女共同参画の推進を図るために、施策の取組状況を確認し、年次的に検証していきます。

国際的な動向や社会情勢の変化に対しては、男女共同参画の視点で、柔軟に対応した施策の推進を図ることが必要となります。

施策の取組状況については、市長を本部長とする長崎市男女共同参画推進本部を中心に、長崎市男女共同参画審議会 of 機能を十分に発揮させ、事業の充実を図ります。

また、男女共同参画の推進に向けては、市民や事業者の担う役割も大きいため、情報提供に努めるほか、事業者との連携や関係団体との協働による啓発等を行うなど、市、市民、事業者が一体となって事業を展開できるような運営を図ります。

＜長崎市男女共同参画推進体制図＞



第5章 主要指標

第5章

主要指標

後期行動計画に掲げる成果指標をまとめると、次のとおりとなります。

なお、主要指標については、施策の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて、適宜、目標値の見直しや新たな主要指標の設定などを行います。

主要指標一覧の記載項目

基準値・・・・・・・・・・ 目標値を設定する際の基準となる数値を記載しています。

基準年度・・・・・・・・・・ 基準値を設定した際の年度を記載しています。

目標値・・・・・・・・・・ 2030（令和12）年度の目標値を記載しています。

推進目標Ⅰ 男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり

主要課題1 男女共同参画についての理解の浸透

指標番号	指標名	基準値	基準年度	目標値 (R12年度)
1	社会全体で見ると男女平等であると感じている市民の割合（長崎市市民意識調査）	20.2%	令和6年度	30.7%
2	男女共同参画推進センター主催講座の参加者数	11,392人	令和6年度	11,200人
3	男女共同参画推進センター主催講座の参加者のうち男女共同参画について理解が深まった人の割合	94.0%	令和6年度	94.5%

主要課題2 男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進

指標番号	指標名	基準値	基準年度	目標値 (R12年度)
4	職業講話の実施校の割合（学校運営調査）	76.9%	令和6年度	80.0%
5	男女共同参画に関する派遣講座の実施回数	66回	令和6年度	66回

主要課題3 互いの性の尊重と健康を守る意識の浸透

指標番号	指標名	基準値	基準年度	目標値 (R12年度)
6	性教育に係る外部講師の活用率	46.2%	令和6年度	48.0%
7	こども家庭センターでの妊婦の健康相談対応件数	2,438件	令和6年度	1,927件

主要課題4 メディアにおける人権の尊重

指標番号	指標名	基準値	基準年度	目標値 (R12年度)
8	把握している社会環境実態調査対象店舗（市内のコンビニエンスストア、ドラッグストア、携帯ショップ、カラオケボックス、興行施設など）への調査実施率	100.0%	令和6年度	100.0%

推進目標Ⅱ あらゆる分野において男女が共同参画できる社会づくり

主要課題5 政策・方針等の立案及び決定の場への女性の参画拡大

指標番号	指標名	基準値	基準年度	目標値 (R12年度)
9	市の審議会等への女性委員の登用率	23.3%	令和6年度	40.0%
10	市役所の女性職員の管理職（課長級以上）への登用率	16.6%	令和6年度	20.0%以上

主要課題6 女性のエンパワーメントの推進

指標番号	指標名	基準値	基準年度	目標値 (R12年度)
11	女性の人材育成及びエンパワーメントを図る講座の開催数	33回	令和6年度	33回

主要課題7 雇用の場等における男女共同参画の推進とワーク・ライフ・バランス

指標番号	指標名	基準値	基準年度	目標値 (R12年度)
12	誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業の表彰事業所数	3事業所	令和6年度	9事業所
13	市役所の男性職員の2週間以上の育児休業取得率	40.2%	令和6年度	85.0%
14	待機児童数	0人	令和7年度	0人
15	放課後児童クラブ利用可能児童数	8,735人	令和6年度	8,850人
16	地域活動等に参加したいと思う人の割合（長崎市市民意識調査）	84.4%	令和6年度	85.0%

推進目標Ⅲ 男女が安全安心に暮らせる環境づくり

主要課題 8 あらゆる暴力の根絶				
指標番号	指標名	基準値	基準年度	目標値 (R12年度)
17	デートDV防止授業開催数	25回	令和6年度	25回
18	DV相談窓口として「アマランス相談」を知っている市民の割合（長崎市市民意識調査）	41.1%	令和6年度	50.0%
主要課題 9 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援				
指標番号	指標	基準値	基準年度	目標値 (R12年度)
19	相談したことで何らかの改善または変化を得た女性の割合	92.7%	令和6年度	96.5%
主要課題 10 防災・復興における男女共同参画の推進				
指標番号	指標名	基準値	基準年度	目標値 (R12年度)
20	女性市民防災リーダー数	216人	令和6年度	270人

第1章
計画策定の趣旨

第1章
計画策定の背景

第1章
計画の位置づけ・期間

第2章
基本計画

第3章
後期行動計画
推進目標Ⅰ

第3章
後期行動計画
推進目標Ⅱ

第3章
後期行動計画
推進目標Ⅲ

第4章
推進体制

第5章
主要指標

資

料

資料

第3次長崎市男女共同参画計画後期行動計画について（諮問）

長人共第50号
令和7年8月20日

長崎市男女共同参画審議会会長 様

長崎市長 鈴木 史朗
（市民生活部人権男女共同参画室）

第3次長崎市男女共同参画計画後期行動計画について（諮問）

第3次長崎市男女共同参画計画後期行動計画を策定するため、貴審議会の意見を
求めます。

第1章
計画策定の趣旨

第1章
計画策定の背景

第1章
計画の位置づけ・期間

第2章
基本計画

第3章
後期行動計画
推進目標Ⅰ

第3章
後期行動計画
推進目標Ⅱ

第3章
後期行動計画
推進目標Ⅲ

第4章
推進体制

第5章
主要指標

資

料

第3次長崎市男女共同参画計画後期行動計画について（答申）

令和8年2月26日

長崎市長 鈴木 史朗 様

長崎市男女共同参画審議会
会長 門脇 知子

第3次長崎市男女共同参画計画後期行動計画について（答申）

令和7年8月20日付け長人共第50号により諮問を受けた第3次長崎市男女共同参画計画後期行動計画について、当審議会は慎重に審議を行った結果、おおむねその内容を妥当と認め、本案をもって推進されますようここに答申いたします。

なお、次の点について十分留意することを要望いたします。

- 1 男女の枠にとどまらず性的少数者を含めた多様性へ配慮した取組みを推進してほしい。
- 2 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に対応し、関係課や関係機関との連携をさらに強化し支援を充実してほしい。

長崎市男女共同参画審議会開催状況

回	開催日	主 な 内 容
第 1 回	令和 7 年 8 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 次長崎市男女共同参画計画後期行動計画について (諮問) ・ 第 3 次長崎市男女共同参画計画前期行動計画進捗状況 (令和 6 年度) ・ 第 3 次長崎市男女共同参画計画後期行動計画の体系案 について
第 2 回	令和 7 年 11 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 次長崎市男女共同参画計画後期行動計画の素案に ついて
(パブリック・ コメント制度 による意見募集)		(実施時期：令和 7 年 12 月 26 日～令和 8 年 1 月 24 日)
第 3 回	令和 8 年 2 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 次長崎市男女共同参画計画後期行動計画の最終案 について
/	令和 8 年 2 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 次長崎市男女共同参画計画後期行動計画について (答申)

第 1 章 計画策定の趣旨
第 1 章 計画策定の背景
第 1 章 計画の位置づけ・期間
第 2 章 基本計画
第 3 章 後期行動計画 推進目標Ⅰ
第 3 章 後期行動計画 推進目標Ⅱ
第 3 章 後期行動計画 推進目標Ⅲ
第 4 章 推進体制
第 5 章 主要指標
資 料

長崎市男女共同参画審議会委員名簿

任期：令和7年4月3日～令和9年4月2日

氏 名	所属（推薦）団体等
門脇 知子（会長）	長崎大学ダイバーシティ推進センター
太田 久美子	長崎県弁護士会
木場 孝行（～R7.6.15）	長崎労働局
橋本 浩紀（R7.6.16～）	
松浦 栄子	ながさき女性・団体ネットワーク
中山 安彩美	長崎性教育コミュニティアスター
小岱 海	NPO法人 DV防止ながさき
岩下 俊明（～R7.6.16）	長崎市中学校長会
吉田 貢一郎（R7.6.17～）	
三浦 正二	長崎市青少年育成連絡協議会
長尾 優輝	一般社団法人長崎青年会議所
竹中 晴美	長崎ウーマンズウォークラリー実行委員会
田中 福貴子	長崎市消防団
西野 輝夢（～R7.11.16）	連合長崎地域協議会
津崎 祐希（R7.11.17～）	
野田 一紀	株式会社長崎国際テレビ

長崎市男女共同参画推進条例

平成14年9月25日
条例第31号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第7条—第17条)

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限(第18条・第19条)

第4章 男女共同参画推進拠点施設(第20条)

第5章 長崎市男女共同参画審議会(第21条—第29条)

第6章 雑則(第30条)

附則

私たちのまち長崎市は、開港以来、貿易都市として発展しつつ異なる文化を受け入れ、さまざまな人びとと共存し、その国際化を推進してきた。また、原子爆弾による惨禍から市民の英知と努力によつて復興を遂げ、国際平和文化都市として、世界の恒久平和を希求してきた。

平和とは、紛争や戦争のない状態だけをいうのではなく、すべての人が差別や抑圧から解放されることである。

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野での活動に共に参画できる健全な社会の構築が必要である。

しかし、社会における性別による差別及びそれに基づく固定的な役割分担意識を反映した制度又は慣行はいまだに根強く残っており、また、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等による社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女共同参画社会の実現は、緊急かつ重要な課題となっている。

こうした状況を踏まえ、本市においては、「ながさき男女共同参画都市宣言」を行うなど、多くの取組を行ってきたが、ここに、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、市、市民及び事業者の男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もつて男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によつて社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もつて男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間のを改善するため必要な範囲内において、男女のいずれ

か一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によつてその者に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 夫婦、恋人等の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次の基本理念にのつとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接又は間接に性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを両立して行うことができること。
- (5) 男女が、互いの性を理解し、及び尊重するとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項において、健康と自らの決定が尊重されること。
- (6) 国際社会の動向に留意して、国際的な協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定又は実施に当たつては、市民及び事業者との交流、情報の交換その他の連携を行うものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に積極的に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保し、並びに職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境の整備に積極的に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

第1章 計画策定の趣旨	第1章 計画策定の背景	第2章 計画の位置づけ・期間	第2章 基本計画	第3章 後期行動計画 推進目標Ⅰ	第3章 後期行動計画 推進目標Ⅱ	第3章 後期行動計画 推進目標Ⅲ	第4章 推進体制	第5章 主要指標	資 料
----------------	----------------	-------------------	-------------	------------------------	------------------------	------------------------	-------------	-------------	--------

第1章 計画策定の趣旨	第1章 計画策定の趣旨	第1章 計画の位置づけ・期間	第2章 基本計画	第3章 後期行動計画 推進目標Ⅰ	第3章 後期行動計画 推進目標Ⅱ	第3章 後期行動計画 推進目標Ⅲ	第4章 推進体制	第5章 主要指標	資料
----------------	----------------	-------------------	-------------	------------------------	------------------------	------------------------	-------------	-------------	----

(基本計画)

第7条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号。以下「法」という。)第14条第3項の規定に基づき、長崎市男女共同参画計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民及び長崎市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、法第14条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供する等の方法により公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第8条 市長は、第3条に規定する基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるため、広報広聴活動その他の適切な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の振興)

第9条 市長は、市民があらゆる機会を通じて、男女共同参画についての関心と理解を深めることができるようにするため、学校教育その他あらゆる分野の教育における男女共同参画に関する教育及び学習の振興を図るための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、前項に規定する教育及び学習の振興を図るため、人材の養成に努めるものとする。

(市の政策決定過程への共同参画の推進)

第10条 市長は、附属機関等の委員その他の構成員を選任するに当たっては、男女の比率が一方に偏らないよう努めるものとする。

(相談及び苦情の処理)

第11条 市長は、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の男女共同参画を阻害する要因による人権の侵害に関し、市民又は事業者から相談があつた場合には、関係機関又は関係団体と連携し、適切に処理するものとする。

2 市長は、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民又は事業者から苦情があつた場合には、適切に処理するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、前項の処理に当たり、長崎市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(積極的改善措置への協力)

第12条 市長は、市民及び事業者が積極的改善措置を講ずるために必要な情報の提供、相談、助言その他の協力を行うものとする。

(出資法人等に対する男女共同参画の推進に関する措置)

第13条 市長は、市が出資その他財政支援等を行う団体のうち、市長が別に定めるものに対し、男女共同参画の推進に関し報告を求め、適切な措置を講ずるよう求めることができるものとする。

(家庭生活における活動とその他の活動との両立支援)

第14条 市長は、男女が共に家庭生活における活動と職業生活等における活動とを両立できるよう必要な支援を行うもの

とする。

(民間活動への支援)

第15条 市長は、男女共同参画の推進のための活動を行う民間の団体に対し、当該活動に必要な情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(調査研究)

第16条 市長は、男女共同参画の推進に関し必要な調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第17条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限

(性別による権利侵害の禁止)

第18条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行つてはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行つてはならない。

(公衆に表示する情報の制限)

第19条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担意識を助長するような表現その他の男女共同参画を阻害するおそれのある表現を行わないよう努めなければならない。

第4章 男女共同参画推進拠点施設

(拠点施設)

第20条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設を設置するものとする。

第5章 長崎市男女共同参画審議会

(設置)

第21条 男女共同参画の円滑な推進を図るため、長崎市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 第7条第1項に規定する基本計画に関する事項
- (2) 第11条第2項に規定する苦情の処理に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する基本的事項及び重要事項

(組織)

第23条 審議会は、委員15人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であつてはならない。

2 委員は、次に掲げる者のいずれかのうちから市長が委嘱

する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員のうち、市長が定める職にある者
- (3) 男女共同参画関係団体を代表する者
- (4) 教育及び子ども・青少年育成関係団体を代表する者
- (5) 産業関係団体を代表する者
- (6) 市民活動団体を代表する者
- (7) 労働関係団体を代表する者
- (8) 報道関係団体を代表する者
- (9) 市民

3 市長は、前項第9号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。
(平27条例40・平29条例13・令元条例64・一部改正)

(任期)

第24条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前条第2項第2号から第8号までに掲げる者のうちから委嘱された委員が、それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなったときは、前2項に定める任期中であっても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。

(平27条例40・全改、平29条例13・元条例64・一部改正)

(会長)

第25条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第26条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席)

第27条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第28条 審議会の庶務は、市民生活部において処理する。
(平20条例45・平23条例20・平27条例56・一部改正)

(運営事項の委任)

第29条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第6章 雑則

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。ただし、第11条第2項及び第3項、第5章並びに次項の規定は、同年12月1日から施行する。

附 則(平成20年12月19日条例第45号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年7月11日条例第20号)抄

(施行期日)

1 この条例中第1条及び次項から附則第12項までの規定は平成23年8月1日から、第2条の規定は平成24年4月1日から、第3条の規定は平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月30日条例第40号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年12月28日条例第56号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月23日条例第13号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の相当規定により委嘱され、又は任命された委員等は、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定により委嘱され、又は任命された委員等とみなす。

附 則(令和元年9月27日条例第64号)

この条例は、公布の日から施行する。

第1章	計画策定の趣旨
第1章	計画策定の背景
第1章	計画の位置づけ・期間
第2章	基本計画
第3章	後期行動計画 推進目標Ⅰ
第3章	後期行動計画 推進目標Ⅱ
第3章	後期行動計画 推進目標Ⅲ
第4章	推進体制
第5章	主要指標
資	料

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

改正 平成十一年 七月十六日法律第二百号
同 平成十一年十二月二十二日 同 第六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

第十条の二 独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

3 男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第1章 計画策定の趣旨	第1章 計画策定の背景	第1章 計画の位置づけ・期間	第2章 基本計画	第3章 後期行動計画 推進目標Ⅰ	第3章 後期行動計画 推進目標Ⅱ	第3章 後期行動計画 推進目標Ⅲ	第4章 推進体制	第5章 主要指標	資料
----------------	----------------	-------------------	-------------	------------------------	------------------------	------------------------	-------------	-------------	----

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

- 第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
 - 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
 - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成一一年七月一六日法律第一〇二号）

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成一一年一月二二日法律第一六〇号）

抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 （令和七年六月二七日法律第八〇号）

(施行期日)

- 1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）の施行の日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

- 2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第1章 計画策定の趣旨
第1章 計画策定の背景
第3章 計画の位置づけ・期間
第2章 基本計画
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅰ
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅱ
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅲ
第4章 推進体制
第5章 主要指標
資 料

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

目次

前文

第一章 総則 (第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (第二の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (第三条—第五条の四)

第三章 被害者の保護 (第六条—第九条の二)

第四章 保護命令 (第十条—第二十二條)

第五章 雑則 (第二十三条—第二十八条)

第五章の二 補則 (第二十八条の二)

第六章 罰則 (第二十九条—第三十一条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護(被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。)を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

- (配偶者暴力相談支援センター)
- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者とその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者(第五項において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

- 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第一章 計画策定の趣旨	第一章 計画策定の背景	第一章 計画の位置づけ・期間	第二章 基本計画	第三章 後期行動計画 推進目標Ⅰ	第三章 後期行動計画 推進目標Ⅱ	第三章 後期行動計画 推進目標Ⅲ	第四章 推進体制	第五章 主要指標	資料
----------------	----------------	-------------------	-------------	------------------------	------------------------	------------------------	-------------	-------------	----

第1章 計画策定の進捗	第1章 計画策定の背景	第1章 計画の位置づけ期間	第2章 基本計画	第3章 後期行動計画 推進目標Ⅰ	第3章 後期行動計画 推進目標Ⅱ	第3章 後期行動計画 推進目標Ⅲ	第4章 推進体制	第5章 主要指標	資料
----------------	----------------	------------------	-------------	------------------------	------------------------	------------------------	-------------	-------------	----

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（接近禁止命令等）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）（第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。
- 十 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。
- 十一 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。
- 3 第一項の場合において、被害者とその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者とその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされること

を防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
- 6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。
- 一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
 - 二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受

けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあつたときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

- 第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地
- 3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（接近禁止命令等の申立て等）

- 第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）
 - 二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時のにおける事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時のにおける事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時のにおける事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

第1章 計画策定の進捗	第1章 計画策定の背景	第1章 計画の位置づけ期間	第2章 基本計画	第3章 後期行動計画 推進目標Ⅰ	第3章 後期行動計画 推進目標Ⅱ	第3章 後期行動計画 推進目標Ⅲ	第4章 推進体制	第5章 主要指標	資料
----------------	----------------	------------------	-------------	------------------------	------------------------	------------------------	-------------	-------------	----

- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）
- 二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人が

ら相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもつ

第1章 計画策定の趣旨
第1章 計画策定の背景
第1章 計画の位置づけ期間
第2章 基本計画
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅰ
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅱ
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅲ
第4章 推進体制
第5章 主要指標
資料

とするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令

が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

- 第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

- 第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方に対しては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

- 第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第一編から第四編ま

第一章 計画策定の趣旨	第二章 計画策定の背景	第三章 計画の位置づけ期間	第二章 基本計画	第三章 後期行動計画 推進目標Ⅰ	第三章 後期行動計画 推進目標Ⅱ	第三章 後期行動計画 推進目標Ⅲ	第四章 推進体制	第五章 主要指標	資料
----------------	----------------	------------------	-------------	------------------------	------------------------	------------------------	-------------	-------------	----

での規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一条、第一編第七章、第三百三十三条の二第五項及び第六項、第三百三十三条の三第二項、第五百十一条第三項、第六百六十二条第二項、第六百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百二十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書き	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定によ	調書

	り裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)	
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状

況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身

体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。)
	被害者	被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。)に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄
(施行期日)

第1章
計画策定の趣旨

第1章
計画策定の背景

第1章
計画の位置づけ・期間

第2章
基本計画

第3章
後期行動計画
推進目標Ⅰ

第3章
後期行動計画
推進目標Ⅱ

第3章
後期行動計画
推進目標Ⅲ

第4章
推進体制

第5章
主要指標

資

料

第1章 計画策定の趣旨
第1章 計画策定の背景
第1章 計画の位置づけ期間
第2章 基本計画
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅰ
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅱ
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅲ
第4章 推進体制
第5章 主要指標
資料
料

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年五月二五日法律第五二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 （令和五年五月一九日法律第三〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

（保護命令事件に係る経過措置）

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置）

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。）を準用する」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和五年六月一四日法律第五三号） 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁

的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第八十三条の改正規定、同法第八十九条の改正規定及び同法第九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第百五十一条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 （令和七年一月一〇日法律第八四号）

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

第1章 計画策定の進捗	第1章 計画策定の背景	第1章 計画の位置づけ・期間	第2章 基本計画	第3章 後期行動計画 推進目標Ⅰ	第3章 後期行動計画 推進目標Ⅱ	第3章 後期行動計画 推進目標Ⅲ	第4章 推進体制	第5章 主要指標	資 料
----------------	----------------	-------------------	-------------	------------------------	------------------------	------------------------	-------------	-------------	--------

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年法律第六十四号)

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項
 - ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍

の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところ

により、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特

第一章 計画策定の趣旨
第一章 計画策定の背景
第一章 計画の位置づけ期間
第二章 基本計画
第三章 後期行動計画 推進目標Ⅰ
第三章 後期行動計画 推進目標Ⅱ
第三章 後期行動計画 推進目標Ⅲ
第四章 推進体制
第五章 主要指標
資料

に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届けなければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勧告して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（前項の内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

- 第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
- 一 その雇用する労働者の男女の賃金の額の差異
 - 二 その雇用する管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合
 - 三 前二号に掲げるもののほか、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 四 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
- 一 前項第一号及び第二号に掲げる情報
 - 二 前項第三号に掲げる情報又は同項第四号に掲げる情報の少なくともいずれか一方
- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報のうち少なくとも一の情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用する職員の男女の給与の額の差異
- 二 その任用する管理的地位にある職員に占める女性職員の割合
- 三 前二号に掲げるもののほか、その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 四 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第1章 計画策定の進捗	第1章 計画策定の背景	第1章 計画の位置づけ期間	第2章 基本計画	第3章 後期行動計画 推進目標Ⅰ	第3章 後期行動計画 推進目標Ⅱ	第3章 後期行動計画 推進目標Ⅲ	第4章 推進体制	第5章 主要指標
資料								

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般

事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事したとき。
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかったとき。
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反したとき。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同條第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定(同條に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三條 前條第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四條 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三一日法律第一四号) 抄 (施行期日)

第一條 この法律は、平成二九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中雇用保険法第六十四條の次に一條を加える改正規定及び附則第三十五條の規定 公布の日二及び三 略

四 第二條中雇用保険法第十條の四第二項、第五十八條第一項、第六十條の二第四項、第七十六條第二項及び第七十九條の二並びに附則第十一條の二第一項の改正規定並びに同條第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四條の規定並びに第七條中育児・介護休業法第五十三條第五項及び第六項並びに第六十四條の改正規定並びに附則第五條から第八條まで及び第十條の規定、附則第十三條中国国家公務員退職手当法(昭和二十八八年法律第八十二号)第十條第十項第五号の改正規定、附則第十四條第二項及び第十七條の規定、附則第十八條(次号に掲げる規定を除く。)、附則第十九條中高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八條第三項の改正規定(「第四條第八項」を「第四條第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十條中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十條第一項の表第四條第八項の項、第三十二條の十一から第三十二條の十五まで、第三十二條の十六第一項及び第五十一條の項及び第四十八條の三及び第四十八條の四第一項の項の改正規定、附則第二十一條、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條(次号に掲げる規定を除く。)、規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四條 この法律(附則第一條第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄 (施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三條中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四條の改正規定並びに次條及び附則第六條の規定 公布の日二 第二條の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日 (罰則に関する経過措置)

第五條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三一日法律第一二二号) 抄 (施行期日)

第一條 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二條中職業安定法第三十二條及び第三十二條の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八條の規定 公布の日二 略

三 第一條中雇用保険法第十條の四第二項及び第五十八條第一項の改正規定、第二條の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八條」を「第四十七條の三」に改める部分に限る。)、同法第五條の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八條の前に一條を加える改正規定を除く。))並びに第三條の規定(職業能力開発促進法第十條の三第一号の改正規定、同條に一項を加える改正規定、同法第十五條の二第一項の改正規定及び同法第十八條に一項を加える改正規定を除く。))並びに次條並びに附則第五條、第六條及び第十條の規定、附則第十一條中国国家公務員退職手当法第十條第十項の改正規定、附則第十四條中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四條第二項及び第十八條の改正規定並びに同法第三十三條の改正規定(「、第一條中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五條の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五條第一項」と)を削る部分を除く。))並びに附則第十五條から第二十二條まで、第二十四條、第二十五條及び第二十七條の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄 (施行期日)

第1章 計画策定の進捗	第1章 計画策定の背景	第1章 計画の位置づけ期間	第2章 基本計画	第3章 後期行動計画 推進目標Ⅰ	第3章 後期行動計画 推進目標Ⅱ	第3章 後期行動計画 推進目標Ⅲ	第4章 推進体制	第5章 主要指標	資 料
----------------	----------------	------------------	-------------	------------------------	------------------------	------------------------	-------------	-------------	--------

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日
附 則 （令和七年六月一日法律第六三号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条に一項を加える改正規定及び同法第三十八条第一項の改正規定（「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改める部分に限る。）、第三条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律附則第二項（見出しを含む。）の改正規定（「令和八年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改める部分に限る。）並びに第四条中女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二条第一項の改正規定、同法第五条第二項第三号の改正規定及び同法附則第二条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第三条、第七条、第八条の二及び第十六条の規定 公布の日

- 二 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第四条の規定（同号に掲げる改正規定及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条の改正規定を除く。）並びに附則第六条の規定及び附則第十三条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十七条の四の改正規定（「昭和四十一年法律第百三十二号」の下に「第二十七条の三第一項、」を加える部分に限る。） 令和八年四月一日

（女性の職業選択に資する情報の公表に関する経過措置）

第六条 第四条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二十条第一項及び第二項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度の翌事業年度において行われる同条第一項及び第二項の規定による情報の公表から適用する。

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第八条の二 政府は、特定受託事業者（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）第二条第一項に規定する特定受託事業者をいう。以下この条において同じ。）が受けた業務委託（同法第二条第三項に規定する業務委託をいう。）に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に関係を有する者の言動であって、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者（同条第二項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この条において同じ。）が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

計画策定の趣旨	第1章
計画策定の背景	第1章
計画の位置づけ・期間	第1章
基本計画	第2章
後期行動計画 推進目標Ⅰ	第3章
後期行動計画 推進目標Ⅱ	第3章
後期行動計画 推進目標Ⅲ	第3章
推進体制	第4章
主要指標	第5章
資料	

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(令和四年法律第五十二号)

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）
- 第四章 雑則（第十六条—第二十二条）
- 第五章 罰則（第二十三条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念のっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に

じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村に

第1章 計画策定の趣旨	第1章 計画策定の背景	第1章 計画の位置づけ期間	第2章 基本計画	第3章 後期行動計画 推進目標Ⅰ	第3章 後期行動計画 推進目標Ⅱ	第3章 後期行動計画 推進目標Ⅲ	第4章 推進体制	第5章 主要指標	資 料
----------------	----------------	------------------	-------------	------------------------	------------------------	------------------------	-------------	-------------	--------

第1章	計画策定の趣旨
第1章	計画策定の背景
第1章	計画の位置づけ・期間
第2章	基本計画
第3章	後期行動計画 推進目標Ⅰ
第3章	後期行動計画 推進目標Ⅱ
第3章	後期行動計画 推進目標Ⅲ
第4章	推進体制
第5章	主要指標
資料	

おける困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

（女性相談支援センター）

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
- 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の

状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

（女性相談支援センターの所長による報告等）

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

（女性相談支援員）

- 第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。
- 2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
- 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

（女性自立支援施設）

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

（民間の団体との協働による支援）

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和三十二年法律第九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和三十四年法律第三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和三十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らすはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

第1章 計画策定の趣旨	第1章 計画策定の背景	第1章 計画の位置づけ期間	第2章 基本計画	第3章 後期行動計画 推進目標Ⅰ	第3章 後期行動計画 推進目標Ⅱ	第3章 後期行動計画 推進目標Ⅲ	第4章 推進体制	第5章 主要指標	資 料
----------------	----------------	------------------	-------------	------------------------	------------------------	------------------------	-------------	-------------	--------

第1章 計画策定の進言
第1章 計画策定の背景
第1章 計画の位置づけ・期間
第2章 基本計画
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅰ
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅱ
第3章 後期行動計画 推進目標Ⅲ
第4章 推進体制
第5章 主要指標
資料

- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）
 - 二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用
- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日
（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

（婦人補導院法の廃止）

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合にお

いて、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一五日法律第六六号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日
（罰則に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

第3次長崎市男女共同参画計画後期行動計画

策定 令和8年3月

編集・発行 長崎市市民生活部人権男女共同参画室